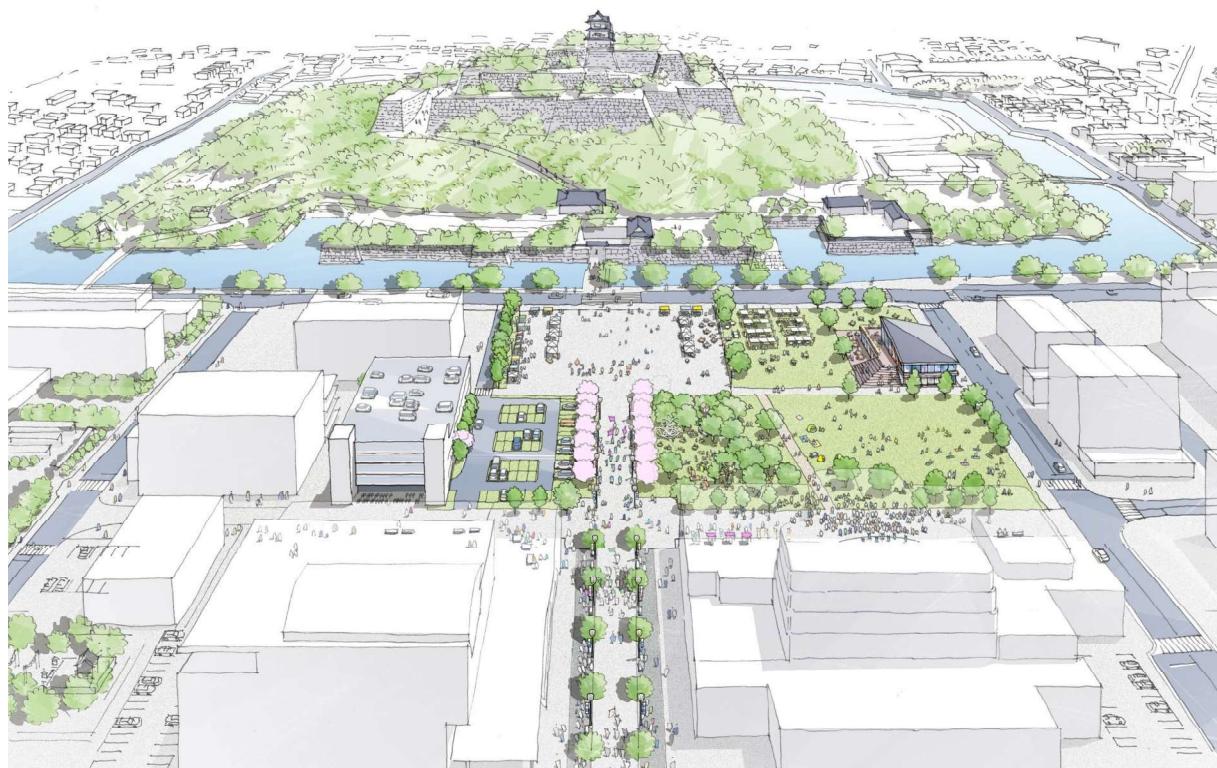


丸龜市大手町地区 4 街区南街区 再編整備基本計画



令和 7 年 2 月

丸龜市都市整備部 都市計画課

目次

第 1 章 大手町地区で行われる整備について	1
1.1 事業の概要	1
1.2 整備状況と活動（市役所、マルタス、市民会館のデザインの考え方）	2
第 2 章 丸亀市大手町地区について	3
2.1 丸亀市大手町地区とは	3
2.2 地区の歴史	4
第 3 章 南街区の現況と目指すべき将来像	6
3.1 南街区の現況	6
3.2 目指すべき将来像	7
第 4 章 基本計画策定のプロセス	8
4.1 住民参加の取り組み	8
4.2 大手町地区デザイン会議の実施	10
第 5 章 整備方針	11
5.1 コンセプト	11
5.2 整備方針	11
5.3 ゾーニングの考え方	20
5.4 空間づくりのポイント	21
第 6 章 整備イメージ	22
6.1 全体整備イメージ	22
6.2 エリアごとのデザイン	23
6.3 想定する活動イメージ	26
第 7 章 個別施設のデザイン	28
7.1 施設（拠点施設、立体駐車場）のデザイン	28
7.2 舗装のデザイン	36
7.3 植栽のデザイン	39
7.4 常設屋台のデザイン	43
7.5 サインのデザイン	44
7.6 照明のデザイン	46
7.7 遊具のデザイン	47
7.8 既設モニュメントのデザイン	48
7.9 インフラ設備のデザイン事例	48
7.10 フェンスのデザイン	49
7.11 駐輪場のデザイン	49
7.12 その他ファニチャー・パブリックデザイン	50

第8章 実現方策	55
8.1 管理運営計画および事業手法	55
8.2 事業スケジュール	56
8.3 今後の再編整備に向けた課題・視点	57
【資料編】	58
オープンハウス、アンケートでの市民意見	58
サウンディング調査概要・結果	78

第1章 大手町地区で行われる整備について

1.1 事業の概要

1.1.1 「大手町地区 4 街区再編整備事業」とは

丸亀市大手町地区 4 街区については「大手町地区 4 街区再編整備構想」(平成 30 年 11 月策定)に基づき整備を進めており、4 街区のうち北街区に位置する市役所庁舎等複合施設が令和 2 年度に竣工し、現在、新市民会館の建設が進んでいる。

しかしながら、「大手町地区 4 街区再編整備構想」策定後に 4 街区を取り巻く状況も変化しており、大手町地区を丸亀市の都市機能が集積する中心的なエリアとして新たな魅力ある拠点地域となることを目指して、市庁舎や新市民会館等の公共施設の再配置・整備（シビックサービスゾーン）、それによって生じた空地と既存の市民ひろばを一体的に活用した街なかの憩いの場の創出（シビックパークゾーン）を行うための方針が新たに必要となっている。

本基本計画は、今後 4 街区の南街区（市民ひろば、緑化駐車場、高質空間の一部）の再整備を進めていくにあたり、4 街区の各施設が一体的に連動し、それぞれの機能を効果的に発揮するために策定するものである。

1.1.2 将来像及び土地利用の方向性

大手町地区 4 街区の将来像は、整備構想時に以下の通り示されている。

大手町地区 4 街区の将来像

将来にわたる丸亀市の拠点地域として、シティ・プロモーションによって
様々な市民が集い、市民が躍動する、「市民の舞台」を目指す

土地利用については、整備構想時から見直され、4 街区の中心を丸亀城への軸線としてのシンボル軸とし、北側にシビックサービスゾーン、南側にシビックパークゾーンの 2 つのゾーンが設定されている。シビックサービスゾーンでは、旧庁舎の跡地を活用した公共施設群の再編により、本市の拠点の魅力を高め、市民サービスの向上に資するゾーンを形成する。シビックパークゾーンでは、市民ひろばの広場・緑地空間を活かした一体的なオープンスペースを形成する。

このように、商店街エリアから丸亀城に向かつて公共施設、駐車場、憩いの場というように徐々にオープンな空間となっている。

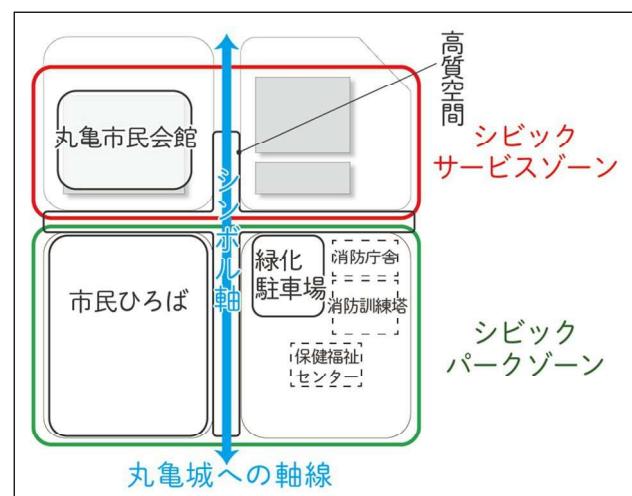


図 1.1 土地利用の方向性

1.2 整備状況と活動（市役所、マルタス、市民会館のデザインの考え方）

現在は、市庁舎と丸亀市市民交流活動センター「マルタス」が整備され利用を開始しており、新市民会館の整備工事と並行して南街区が計画中である。

① 市庁舎等複合施設

市庁舎と併設されたマルタスは、うちわ型フレームに支えられた「協創の屋根」が市民の新たな活動を包み込み、「これから」のまちづくりが生まれるようデザインされている。マルタスには、ラウンジや学習スペース、カフェがあり、マルタス登録の活動団体は、DIY 教室等講座や市民ひろばでのお祭りの開催等様々な活動を行っている。

② 市役所西側道路（高質空間）

丸亀城への動線として整備された歩行者専用道路は、日常的にベンチでくつろぐ場所としての利用や、マルシェなどのイベント会場として活用されている。

③ 新市民会館（（仮称）みんなの劇場）

新市民会館は、丸亀城の石垣をイメージした大きな窓を東側と南側に配置したデザインとなっている。

市民会館では、市民によるワークショップでやってみたい・やるべき活動のアイデアを出し合っており、セミナーや展示、部活動の練習などの意見が挙がっている。



新市民会館完成イメージ



マルシェ（BOOK WEEKEND）の様子



DIY 教室の様子



ベンチでくつろぐ高校生の様子

第2章 丸亀市大手町地区について

2.1 丸亀市大手町地区とは

丸亀市は、丸亀城の城下町であり、こんぴら参詣の玄関口として、古くから栄えている。丸亀市では、丸亀市のシンボルである丸亀城、こんぴら参詣の玄関口となっていた丸亀港の太助燈籠などの歴史の足跡、讃岐平野を流れる土器川などの自然が感じられる。また、通町商店街を中心とした4つの商店街や、丸亀の代表的な地場産業として発展したうちわのミュージアムや製作体験ができる工房があり、丸亀の文化にも触れることができる。

また、大手町地区は、丸亀城大手門前に位置するかつての城下町となっていた地区であり、現在は以下に示す様々な機能が集約されたまちなかの重要エリアとなっている。

大手町地区 4 街区に集約されている施設

- ・市庁舎
- ・消防署
- ・税務署
- ・市民交流活動センター
- ・保健福祉センター
- ・市民ひろば
- ・駐車場
- ・新市民会館（整備中）



図 2.1 大手町地区 4 街区位置図



丸亀城から見た大手町地区 4 街区



丸亀城（大手門前）



太助燈籠（丸亀港）

2.2 地区の歴史

大手町地区は、丸亀城の城下町として形成された地区の一つである。1597年に生駒氏が亀山に築城を開始した際に城下町が形成されるが、1615年の一国一城令によって丸亀城が廃城となり、その後、1641年に西讃岐の領主となった山崎氏によって丸亀城が再築された際に、整然とした城下町が整備された。

1660年に京極氏が入封し、1670年頃には現在の大手門が建築された。大手町地区4街区は丸亀城の玄関口にあたり、家老屋敷をはじめ武家屋敷地として利用された。

明治期になると丸亀城は陸軍省の管轄になり、大手町地区には丸亀兵営が建築され、歩兵第12連隊が置かれた。戦後は市役所をはじめ官公庁が立地するなど、現在の町割りになった。

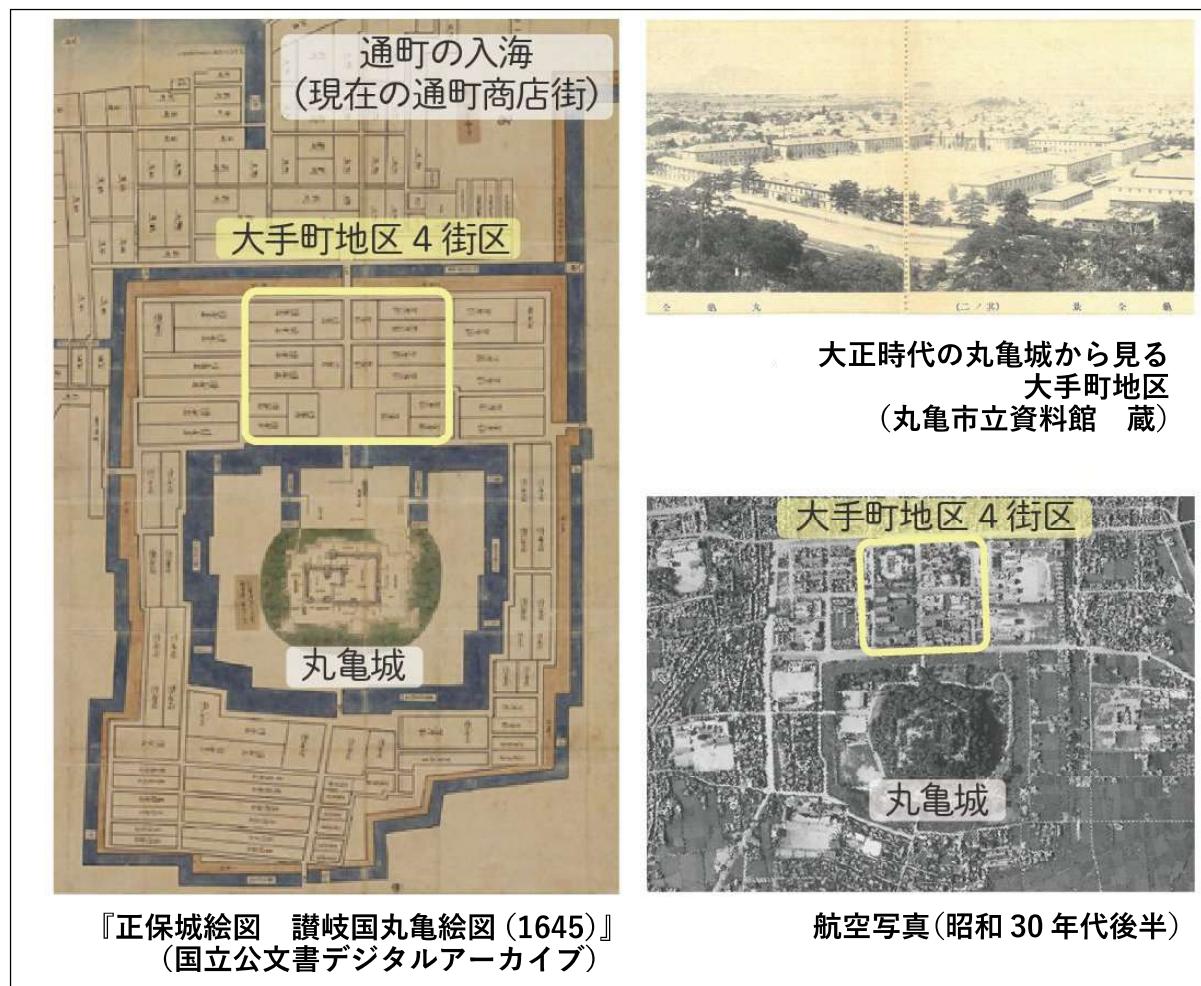


図 2.2 大手町地区の歴史

1597	讃岐守生駒親正が、西讃の拠点として亀山に城をつくりはじめ、丸亀城と名付けた。
1615	一国一城令により、丸亀城が廃城となる。
1641 1658	山崎氏によって丸亀城が再建され、丸亀城を中心に町割りができる、丸亀の城下町がほぼ整う。外堀内の侍屋敷は整然としていた。
1670	京極家2代目高豊は、城の北側に大手門を新たに建築。大手門の他、居館をつくった。
	江戸時代：通町の入海は、町の中ほどまで海が入り込んでおり、比較的小さな船による物資の輸送が行われていた。
1836 1844	西汐入川河口にあった昔の丸亀港は、港口に3基の燈籠がならんで美しく、金毘羅参拝客の目を喜ばせた。
1871	丸亀藩を廃して、新たに丸亀県を置いた。
1874	丸亀城は陸軍省の管轄となり、丸亀営所が置かれ、一番丁から五番丁までは、兵営が建築される。
1890	市制・町村制の施行により、丸亀市街と中府村・地方村・土居村と津森村の一部を併せて、丸亀町となった。
1919	国が丸亀城の一部を丸亀市に払下げ、丸亀城は亀山公園となった。
	終戦直前：新堀湛甫港にあった2基の燈籠が金属回収のため持ち去られ、1基（太助燈籠）だけが残る。

図 2.3 大手町地区の歴史年表

(出典：新修丸亀市史、もっと知りたい丸亀の歴史①、もっと知りたい丸亀の歴史②)

第3章 南街区の現況と目指すべき将来像

3.1 南街区の現況

現在の南街区は、大部分が臨時の駐車場で占められており、魅力ある拠点地域をつくっていくにあたって有効な空間となっていないことが課題である。また、既存樹木はやや鬱蒼としており、暗い空間となっている。一方で、木陰で休む市民もみられ、地域住民には親しまれている。芝生広場では子どもたちを中心に活発な遊びに用いられている。



図 3.1 南街区の現況

3.2 目指すべき将来像

地域の特性や現状から、南街区で目指すべき将来像を大きく4点示す。

① 丸亀の象徴となり、市民の誇りとなる場所

公共施設が集積するこのエリアを、歴史を感じられ、市民が誇りに思えるような、丸亀市の顔となるエリアにすることが大切である。

ポイント

- ・丸亀の歴史・文化を継承する景観まちづくり
- ・既存の樹木は調査を実施して保存・再編する



② 周辺施設と連携し、活動が広がる場所

マルタスや市民会館の活動を屋外へと広げる、利便性の高い駐車場をイベント時にも活用するなど、施設の連携を考えることが大切である。

ポイント

- ・施設と相互連携し広がりのある活動を誘発
- ・道路：周辺施設との一体性、道路機能以外への活用
- ・駐車場：市民ひろばとの連続性、周辺施設との一体性



(写真：©Setouchi Circus Factory)

③ 多様な世代、様々な活動が共存できる場所

市役所に来る大人世代と、周辺の学校に通う子ども世代が共存し、日常の憩いと、活発な活動が両立できる場所とすることが大切である。

ポイント

- ・日常の憩いの場と、活発な活動を誘発する空間の両立
- ・高齢者から子どもまで多様な世代が集い、気軽に利用できる諸施設の配置



④ 大手町地区の周辺エリアへの回遊性を生み出す場所

港～駅～商店街～大手町地区～城が徒歩圏内にある特性を活かし、この地区だけでなく、まちなかへと人を誘う工夫が求められている。

ポイント

- ・周辺エリアへの回遊性に配慮
- ・丸亀城や商店街への来訪者も利用可能な駐車場



(引用：大手町地区4街区再編整備構想)

第4章 基本計画策定のプロセス

4.1 住民参加の取り組み

4.1.1 住民参加の概要

デザイン会議の実施と合わせて市民意見を聴取、集約するため、オープンハウス型意見聴取およびアンケート調査を実施した。

オープンハウスでは、4街区の計画内容等を示すものとして説明パネルや模型、VR を1週間展示し、来場いただいた方に対して説明・質疑応答・議論を行った。

4街区と関わりの深い関係団体や、オープンハウス会場に来られなかった一般市民の方々にはアンケート調査（紙面・WEB回答）も実施した。



住民参加方策のイメージ

オープンハウスとは

市民意見聴取の方法の1つで、説明パネルを展示して、参加者が自由に閲覧しながら、巡回する担当者との対話により意見を聴取する方法である。オープンハウス型の説明会は、巡回する担当者によってより詳細に情報を伝えることができる点、参加者から意見や質問、懸念等を丁寧に聴取できる点が特徴である。

4.1.2 オープンハウスの実施

オープンハウスでは7日間で延べ300人を超える方に来場いただいた。来場いただいた方には、南街区で実施したい活動や必要なモノ等について、「丸亀うちわ」を模したピン型のメモ用紙に記載してもらう形で意見を収集した（177件）。

また、うちわピンに記載していないが直接ご意見を伺った方が59名、一般市民のWEBアンケート回答者が4名であった。



オープンハウスの様子

4.1.3 意見を伺った方の属性（うちわピン、直接、WEBアンケート）

- 回答者の年齢は、20歳代の回答がやや少ない傾向にあるが、年代には大きな偏りは見られず、幅広い年代の方に回答いただいた。
- 回答者の65%が丸亀市内にお住まいの方であったが、市外から来場された方からもうちわピンの回答に協力いただいた（15%）。

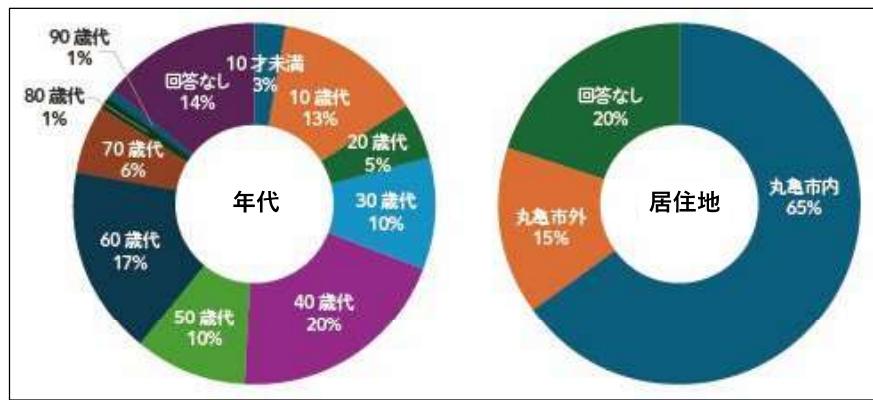


図 4.1 アンケート調査の実施

4.1.4 伺った主な意見

うちわピンから得られた回答について、回答に使用された単語の出現頻度を算定し大きさでその程度を表現した図、および回答カテゴリーごとの傾向を示す。

オープンハウスで得られた意見の傾向として、「城」に対する意識が強く、丸亀城の特徴や雰囲気を活かし、丸亀城への眺望に配慮した整備を望む意見があった。また、「子供」や「公園」、「遊べる」のように、子どもを安心して遊ばせられる場所を求める声も多く寄せられた。さらに、拠点施設の機能としておみやげ販売の機能を求める意見、夏場の暑さ回避のための「屋根」の設置についても要望があった。駐車場については、渋滞や台数不足を懸念する声が挙げられた。

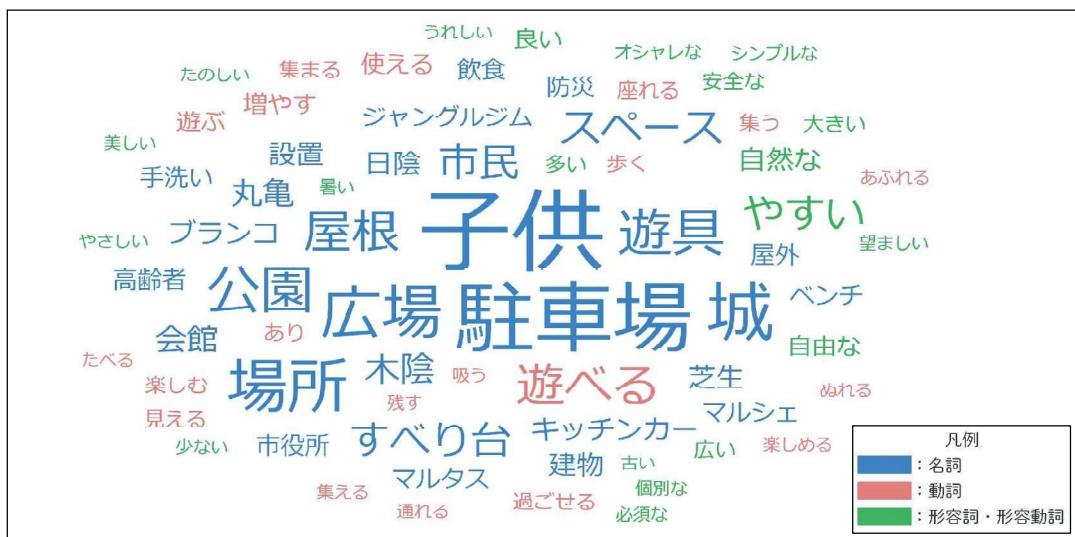


図 4.2 市民意見とその傾向

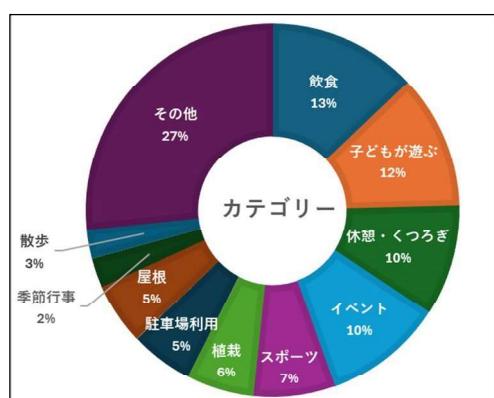


図 4.3 市民意見の回答カテゴリーの割合

4.2 大手町地区デザイン会議の実施

大手町地区4街区を、丸亀らしい景観形成と市民のシビックプライドを醸成しにぎわいを生む整備とするため、空間デザイン等を検討する有識者によるデザイン会議を設置し、デザインの検討、市民参加、プロジェクト推進の支援を行うこととした。

大手町地区デザイン会議は、空間デザインを検討するとともに、オープンハウス等で市民・観光客・まちづくりの担い手の意見聴取を支援し、多様な関係者の意見を取り入れた基本計画を作成することに寄与した。

第3回デザイン会議は公開会議として一般市民も見学・発言が可能な形で実施した。住民参加の取組によって得られた意見をとりまとめて公表し、基本計画への反映方策について議論を行った。



大手町地区デザイン会議の様子

大手町地区デザイン会議とは

大手町地区4街区を、丸亀らしい景観形成と市民のシビックプライドを醸成しにぎわいを生む整備とするため、空間デザインの検討、オープンハウスによる市民参加の取組支援を行う役割を担う組織である。メンバーは、学識者や丸亀市関係者、建設コンサルタント等で構成した。

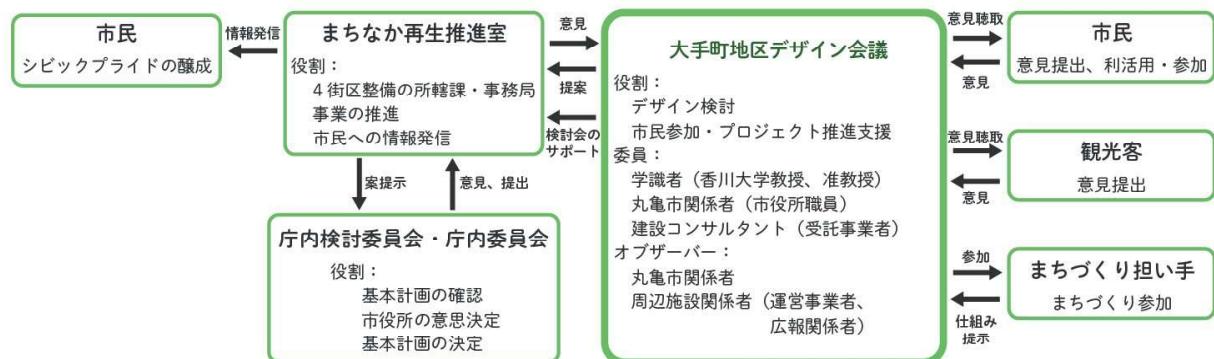


図 4.4 デザイン会議の位置付け

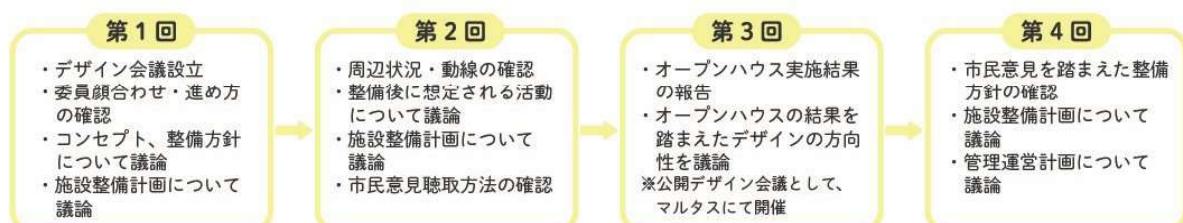


図 4.5 各回の協議内容

第5章 整備方針

5.1 コンセプト

大手町地区 4 街区の将来像に対し、デザイン会議での議論や住民参加の取組を通じて得られた意見を踏まえ、南街区のコンセプトを以下の通り設定する。

歴史的な風格を感じられる多様な市民の舞台の創出

中心市街地において「市民の舞台」を目指す大手町 4 街区。かつて重臣の屋敷が立ち並ぶ丸亀城下の重要な拠点であったこの地のアイデンティティを下地として、市民が誇りを持てる開かれた空間を作り出す。

5.2 整備方針

上記のコンセプトを実現するための整備方針を 4 点示す。

整備方針-1

かつての町割りと丸亀城が象徴的に感じられる空間づくり

- かつての町割りと、大手門の前にあった城前広場を舗装で顕在化する
- 丸亀城への眺望を確保し、「活動の先に丸亀城がある」関係性を作り出す

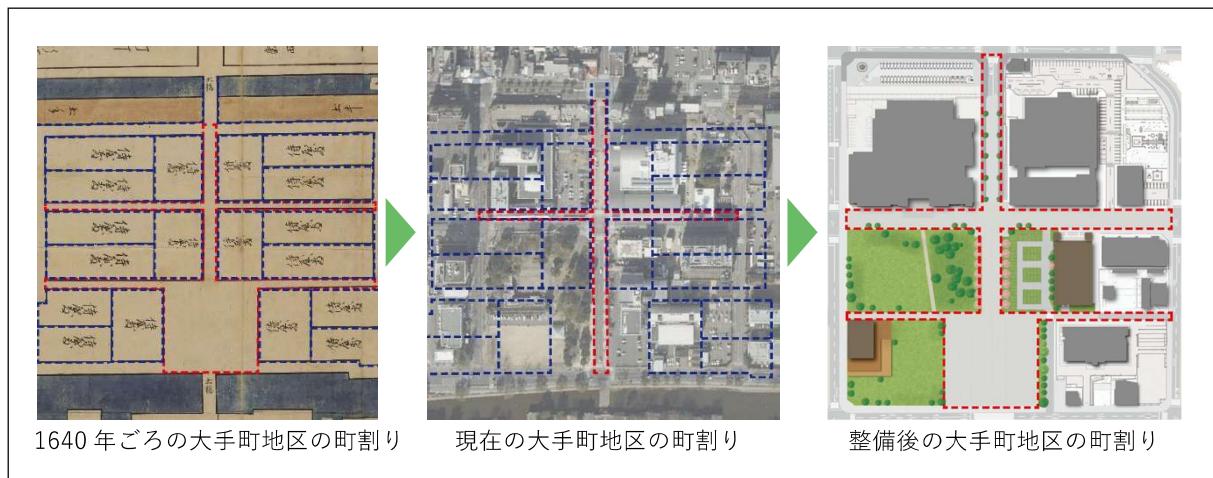


図 5.1 町割りの変遷

構成要素となる個別施設

- 舗装 · 植栽 · 常設屋台 · サイン · 照明
- 遊具 · 既設モニュメント · インフラ設備
- フェンス · 駐輪場 · その他ファニチャー



番丁の石碑

【デザインの骨格①】かつての町割り

大手町 4 街区の江戸時代後期の古地図（丸亀城郭および城下町古地図：享保 2 年）を以下に示す。丸亀城の正面玄関である大手門の前に、古地図表記より下馬場と推測される広い空間が確認できる。この広場に対して、丸亀城に向かう南北の軸線が接続している。さらに東西方向に街路が南北軸に直交するように数本通ることで町割りが形成されており、その東西方向の街路の位置は現地に残る一番丁から四番丁の旧町名標石と対応していることが分かる。

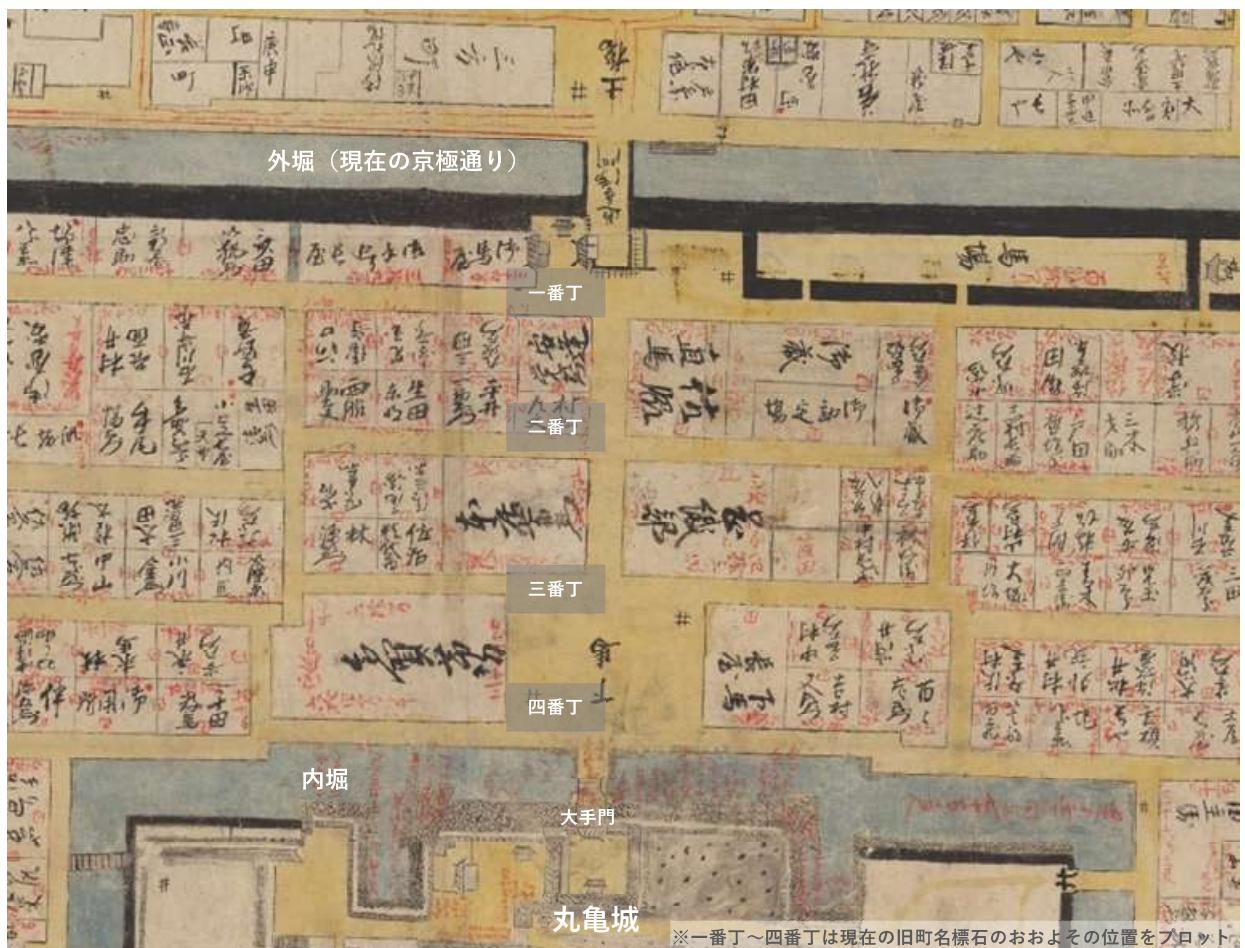


図 5.2 大手町 4 街区の古地図（丸亀城郭および城下町古地図：享保 2 年 に加筆）

以上より、武家屋敷時代においても特徴的であったことが容易に想定され、現代においても新たな広場のイメージを形成しうるものとして、「丸亀城の大手門前に位置する広場（下馬場）」および「現在の 4 街区を 6 街区に分割していた当時の東西、南北軸線」を特に尊重してデザインを行う。

【デザインの骨格②】丸亀城への眺望

丸亀城の正面として、丸亀城の存在を感じられる空間形成や丸亀城への眺望は、広場のアイデ
ンティティを左右する非常に重要な観点である。

視対象となる丸亀城を整理すると以下の要素に分かれる。

- ・天守
- ・本丸石垣・二の丸石垣
- ・三の丸石垣
- ・城内の縁



図 5.3 丸亀城と石垣の眺望

これを踏まえ、平面的および断面的に天守、石垣、城内の縁に対する眺望確保のための配慮事
項を整理する。

平面的な眺望確保の配慮事項を以下に示す。基本的には平面的に眺望を確保し、丸亀城の本丸・二の丸・三の丸の石垣から城内の縁まで、全景を楽しめるように配慮する。

①南北軸線上および大手門前広場からの眺望（図 5.4 赤色）

南北軸線上から丸亀城へ向かって移動する際、常に丸亀城の眺望が確保されるように配慮する。特に大手門前広場においては、阻害なく丸亀城の全景が楽しめることが重要となる。

②マルタス 2 階キッズスペース、市民会館中庭からの眺望（図 5.4 青色）

北街区のマルタス、市民会館の各施設からの眺望についても、平面的に以下に示すような眺望配慮を行う。

③商店街からの動線、芝生広場の西側からの眺望（図 5.4 橙色）

拠点施設による眺望阻害が起こらないよう、商店街からの動線や芝生広場の西側においては以下に示すように眺望配慮を行う。

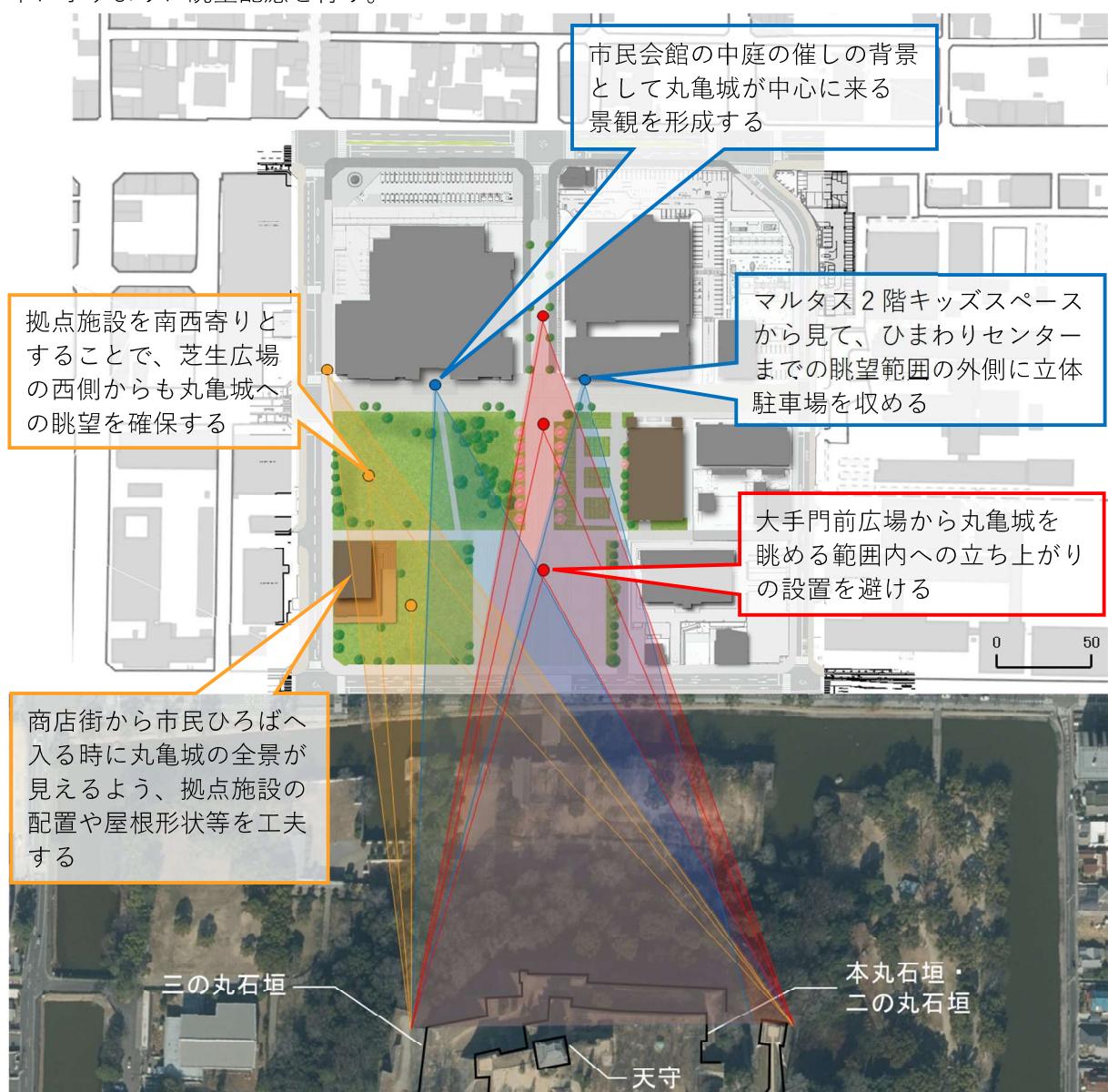


図 5.4 眺望確保 (① ② ③)

前述の通り、基本的には平面的な眺望配慮を行うが、特に市民会館やマルタスなどの施設から丸亀城を眺める際、施設前の樹木などが丸亀城への眺望を阻害しないよう、断面的には以下に示すように眺望配慮を行う。

- ・施設 2 階部分からの天守への眺望、本丸・二の丸・三の丸石垣への眺望を確保する。
- ・施設前の樹木は、施設 2 階部分から見た時に城内の緑と一体で認識されるよう、拡大図に示すような樹高に抑えることを基本とする。

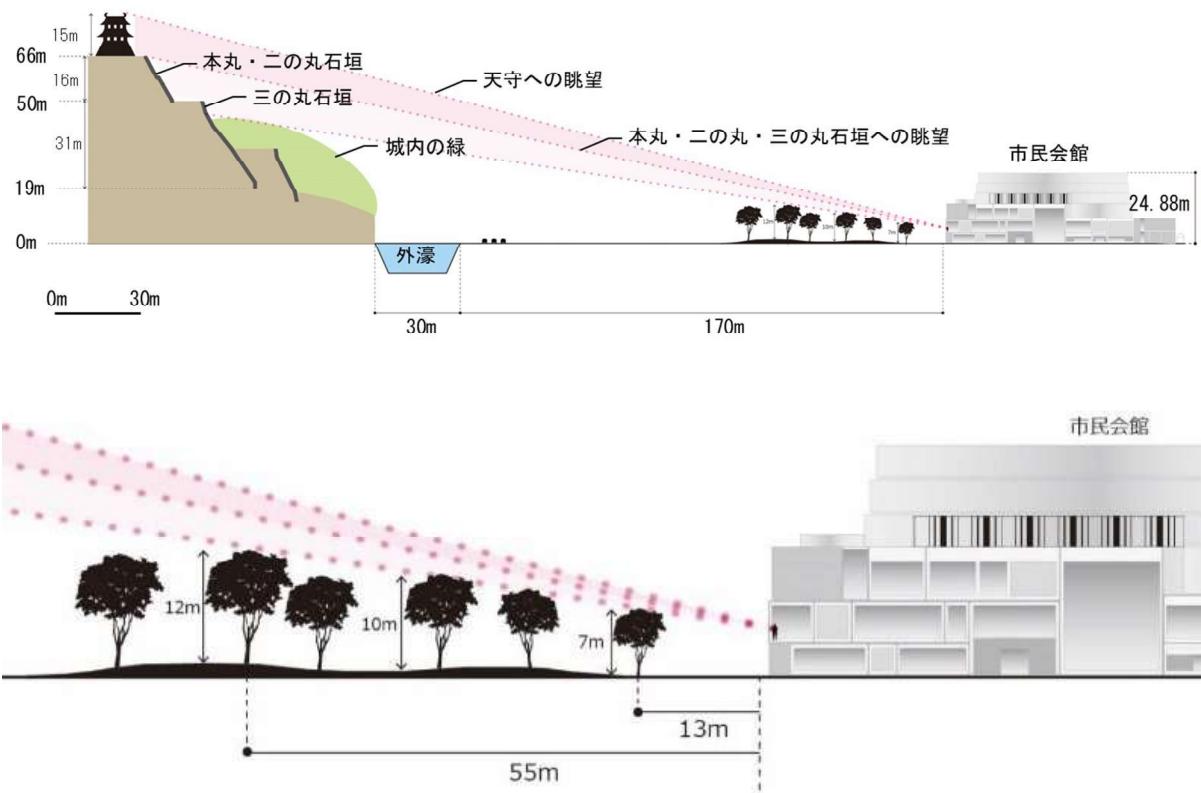


図 5.5 断面的な眺望確保（市民会館）

【デザインの骨格③】丸亀城の方角

丸亀城の天守を大手町4街区から見上げた時、天守は軸線の方角から西寄りの丸亀藩の船入（現在の丸亀港）のある方角を向いている。

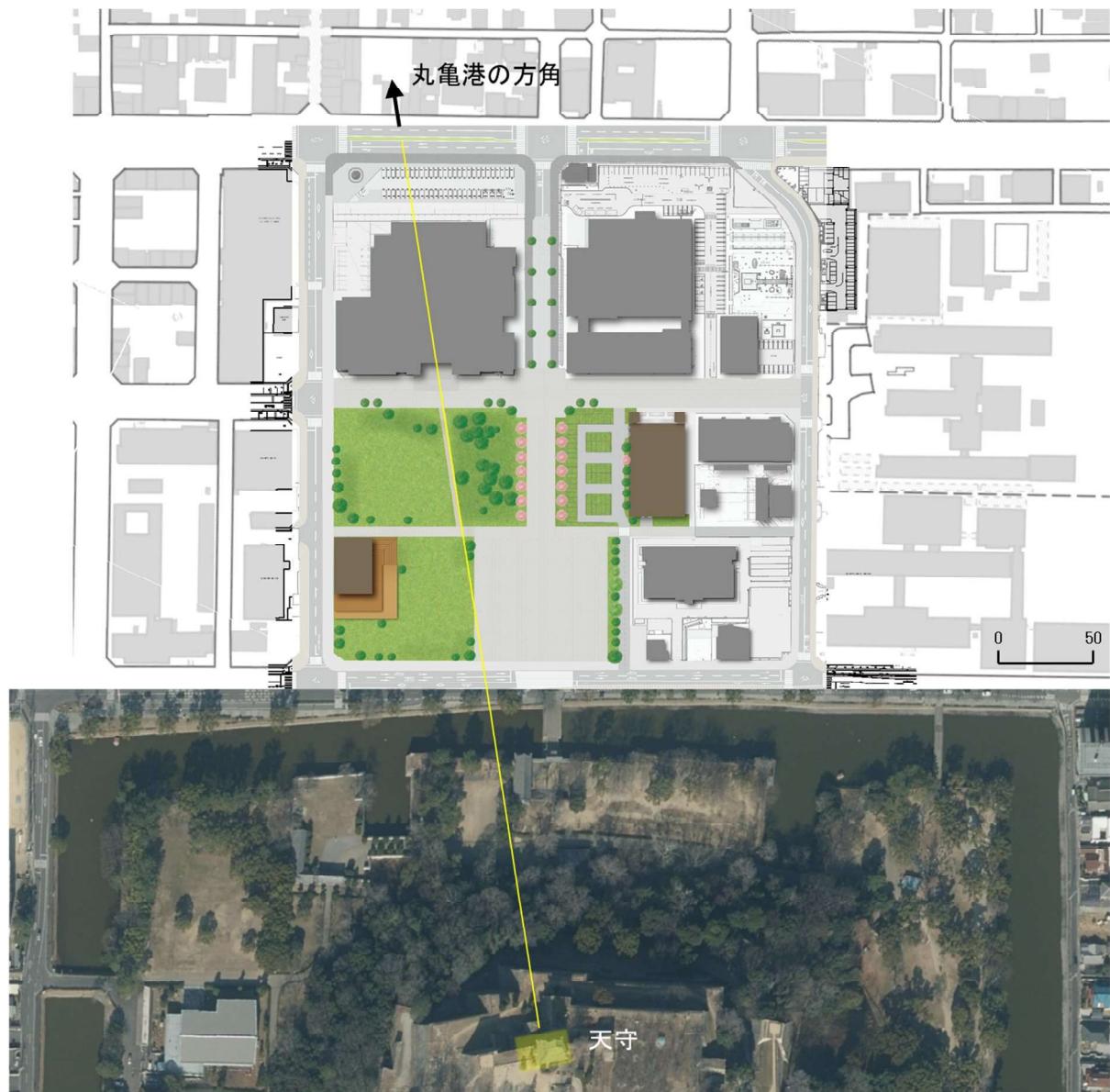


図 5.6 天守の方向性

かつての町割りは街路が直交しており、この天守正面から船入のある方向を示す方角は顕在化されていなかったが、高層建築の少なかった江戸時代においては、天守が船入からの来訪者を迎える効果を持っていたと推測される。

高層建築により丸亀港から天守が視認できなくなった現代においては、天守の持つ方角を園路などにより顕在化し、まちのアイデンティティの一つとして位置付けることが考えられる。

整備方針-2

様々な活動が共存するエリア分けと協働による場づくり

- 既存樹木を緩衝帯としてすることで、マルタスでの落ち着いた活動と、芝生広場での活発な活動を両立させる
- 活動の特性に応じた大小さまざまな広場を街区に配置し、多様な活動が集まって共存する場とする
- 日常／非日常で使えるファニチャー製作などの活発な活動（ワークショップや社会実験）を実施する

構成要素となる個別施設

- 舗装
- 植栽
- 常設屋台
- サイン
- 照明
- 遊具
- 既設モニュメント
- インフラ設備
- フェンス
- 駐輪場
- その他ファニチャー

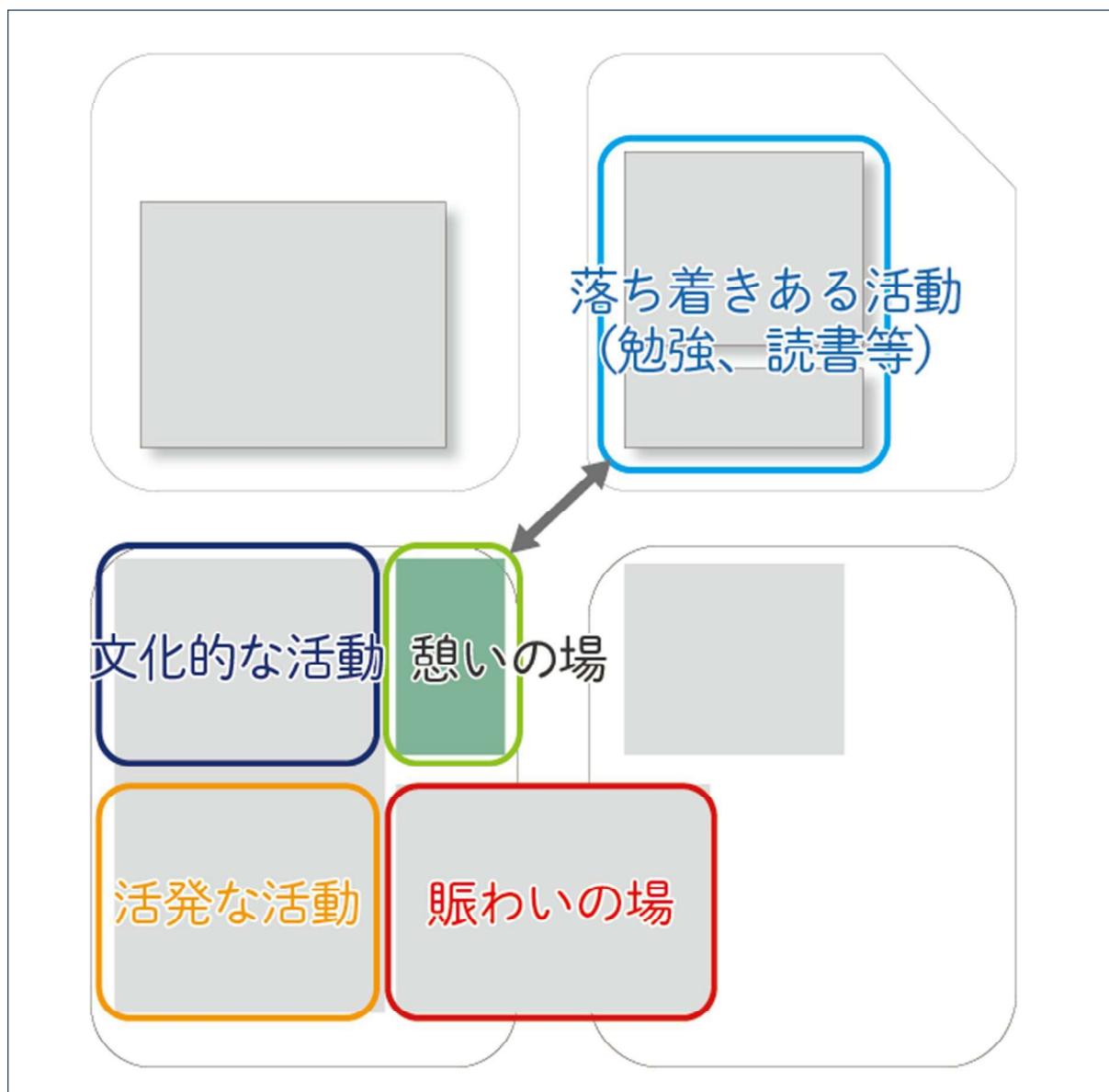


図 5.7 多様な活動が共存するエリア分けイメージ

整備方針-3

既存施設との隣接関係で連携を強化する施設配置と一体的な運用

- ・市民会館と南北で対になる位置に屋外活動と密接に繋がる拠点施設を設置する
- ・市民会館からの文化的な活動、拠点施設からの観光や飲食・余暇活動、市役所・マルタスからの学習交流活動と連携した屋外空間とする
- ・アクセス拠点となる駐車場は、市庁舎や市民会館と隣接させ利便性を高める

構成要素となる個別施設

- ・舗装
- ・植栽
- ・サイン
- ・照明
- ・その他ファニチャー

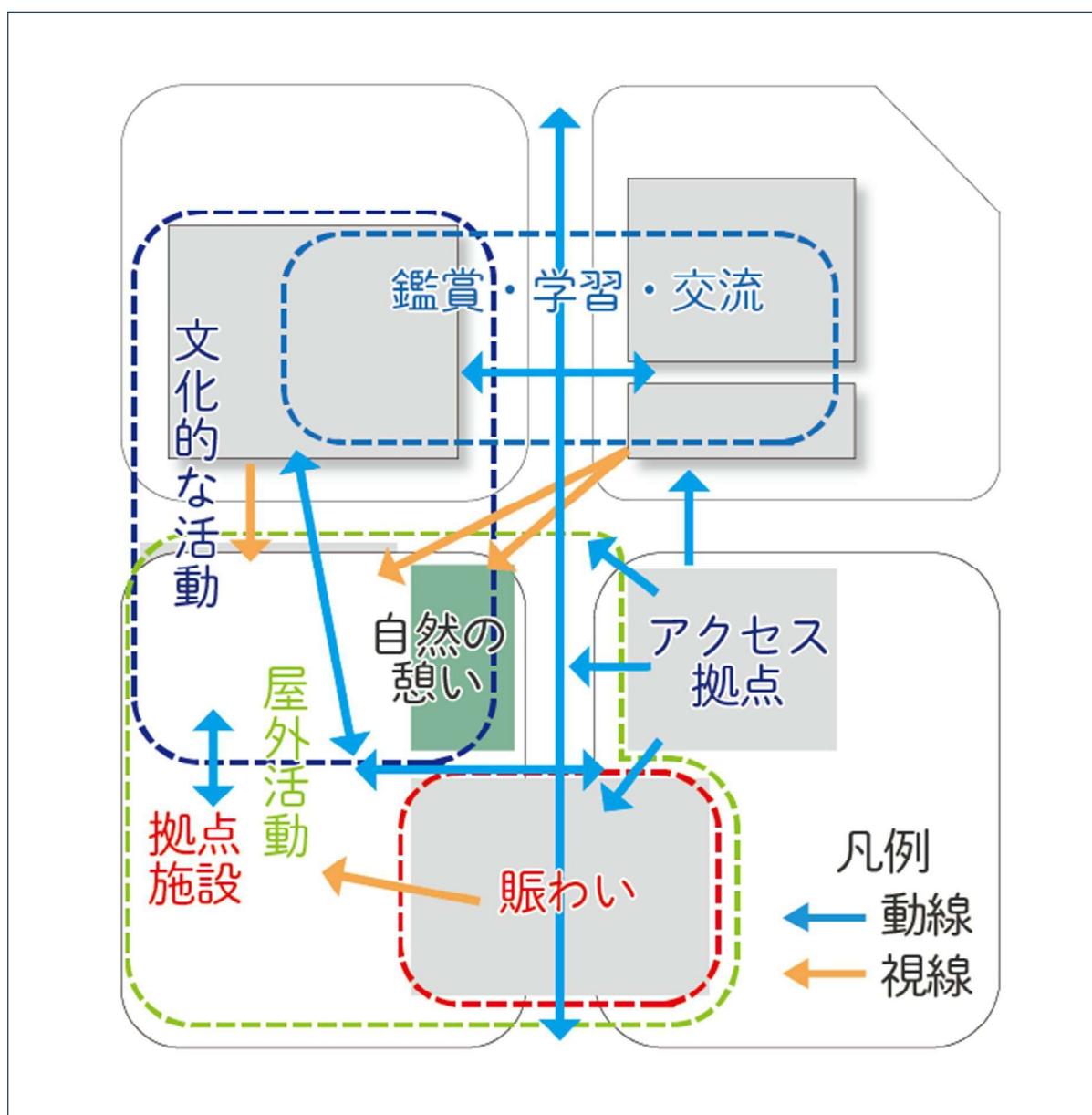


図 5.8 施設連携イメージ

整備方針-4

周辺エリアとの回遊を促す接点部のデザインとまちなか全体でのソフト施策の展開

- ・市民・観光客・車両動線の接点に「人々を迎える/まちへといざなう」デザイン（舗装デザインや誘導・案内・解説サイン、植栽の設置など）を導入する
- ・大手町4街区にとどまらず、港～駅～商店街～大手町地区～城のまちなか全体で一体的に実施できるハード・ソフト施策の展開を見据えた計画とする

構成要素となる個別施設

- ・舗装・植栽・サイン・照明・その他ファニチャー

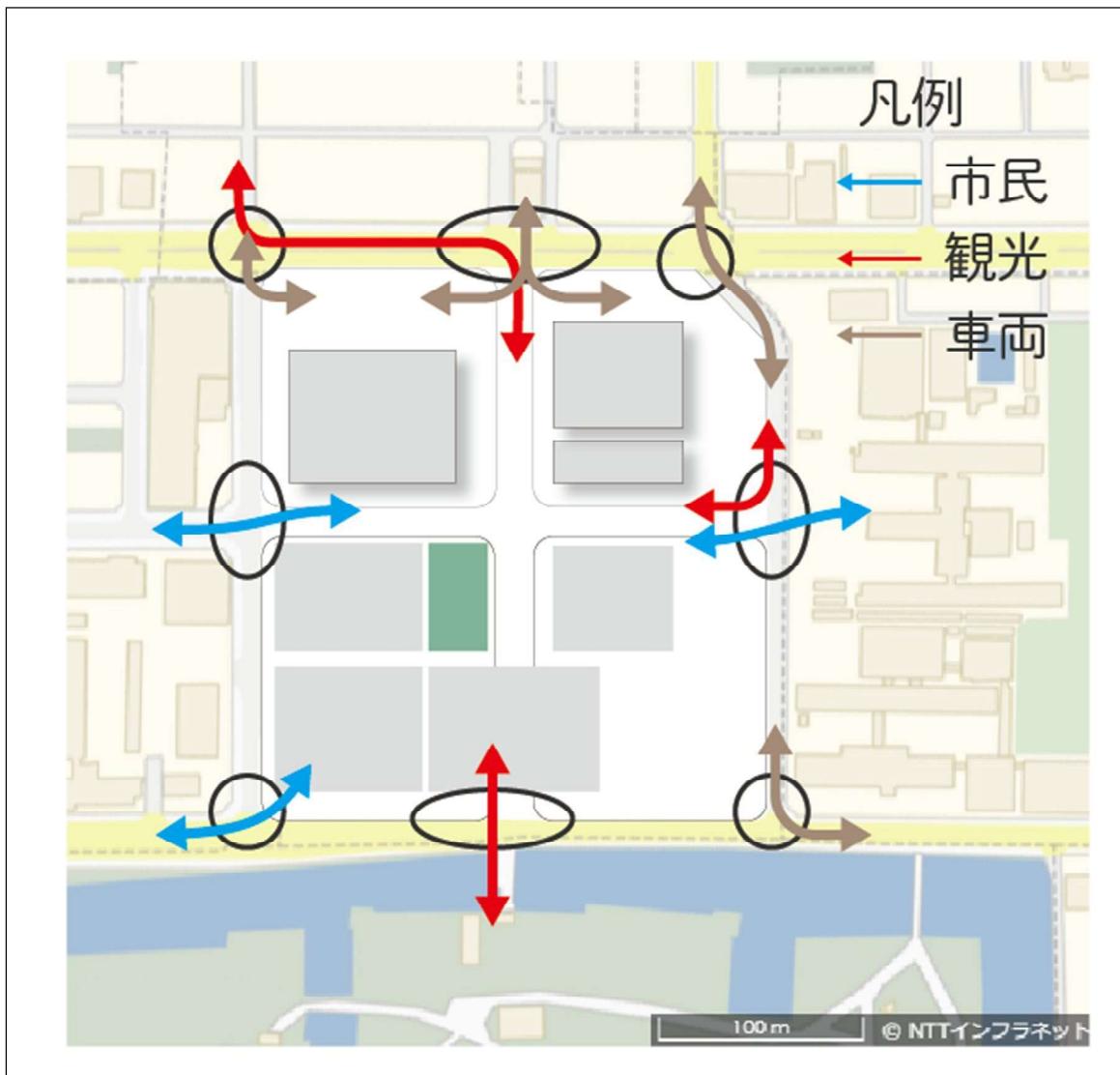


図 5.9 動線と境界部の関係性

5.3 ゾーニングの考え方

コンセプト、整備方針を踏まえた4街区のゾーニングとして、多様な活動を受容し、4街区全体としての一体的な連動を図るため、8つのエリアを設定する。

丸亀城の前は、「大手門前広場」としてイベントのメインステージや来訪者の受け皿となる場所とし、その西側には、森林憩いエリア、芝生広場エリアなどの文化的活動や外遊びを許容するエリアを設ける。また、活発な活動や非日常を体験する空間は、大手門前広場に隣接する街区南側に配置し、物販や飲食等が楽しめる拠点施設も計画している。

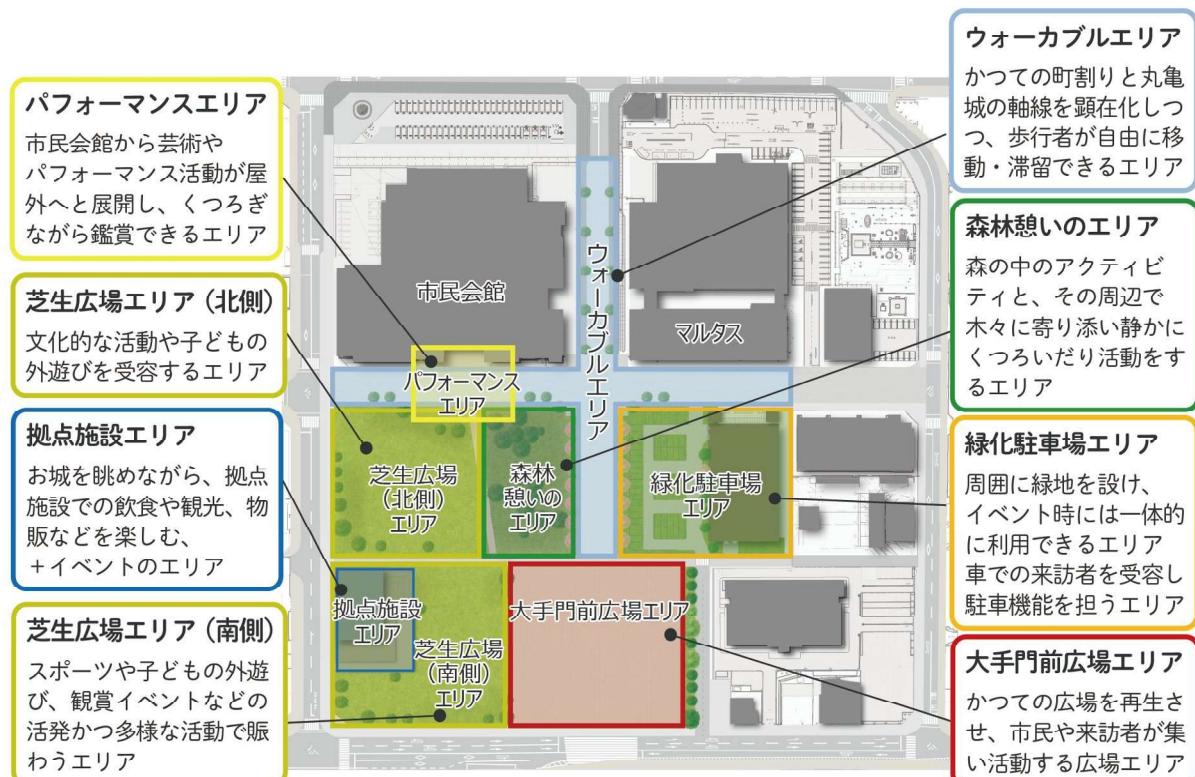


図 5.10 ゾーニング図

5.4 空間づくりのポイント

コンセプトや整備方針を踏まえ、以下に示すポイントを考慮して空間づくりを行う。

ポイント

- かつての町割りや武家屋敷の形状を尊重した四角形を基調とする
- 町割りを拠りどころに、多様なアクティビティを柔軟に受け入れる余白のある空間とする
- わかりやすい動線整備と活動内容のゆるやかなグラデーション

また、認識限界の基準をもとにした以下の考え方方に沿って、各アクティビティを受け入れられる空間づくりを行う。

アクティビティ配置の考え方

- 表情の識別限界である 12m 四方 = 子供の遊び、ヨガ、談笑 等
- 顔の認識限界である 24m 四方 = ステージイベント等
- 顔の認識限界を超える 24m 以上 (他人の視線が気にならない)
= ピクニック、外遊び等

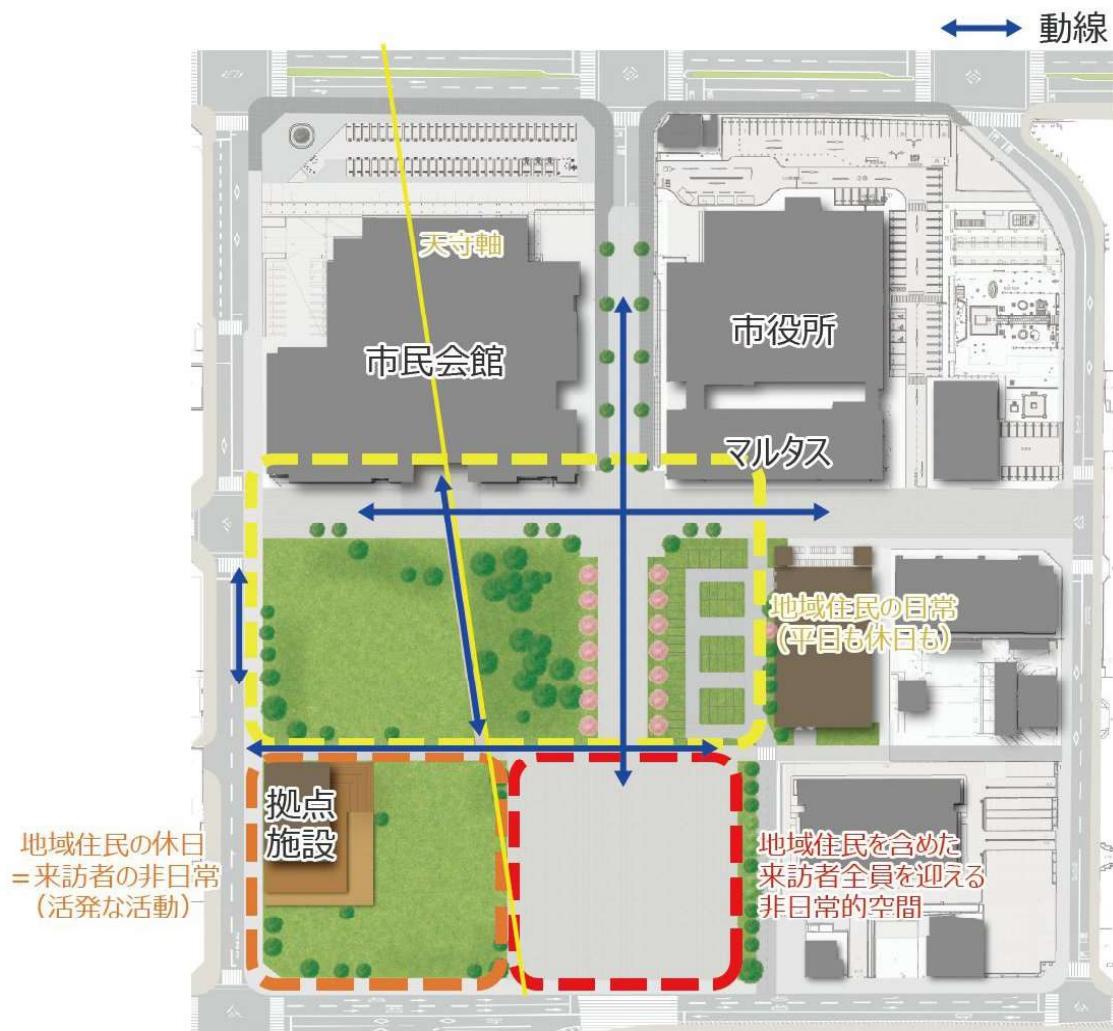


図 5.11 空間づくりのダイヤグラム

第6章 整備イメージ

6.1 全体整備イメージ

以下に、4街区南街区の基本計画図とイメージスケッチを示す。

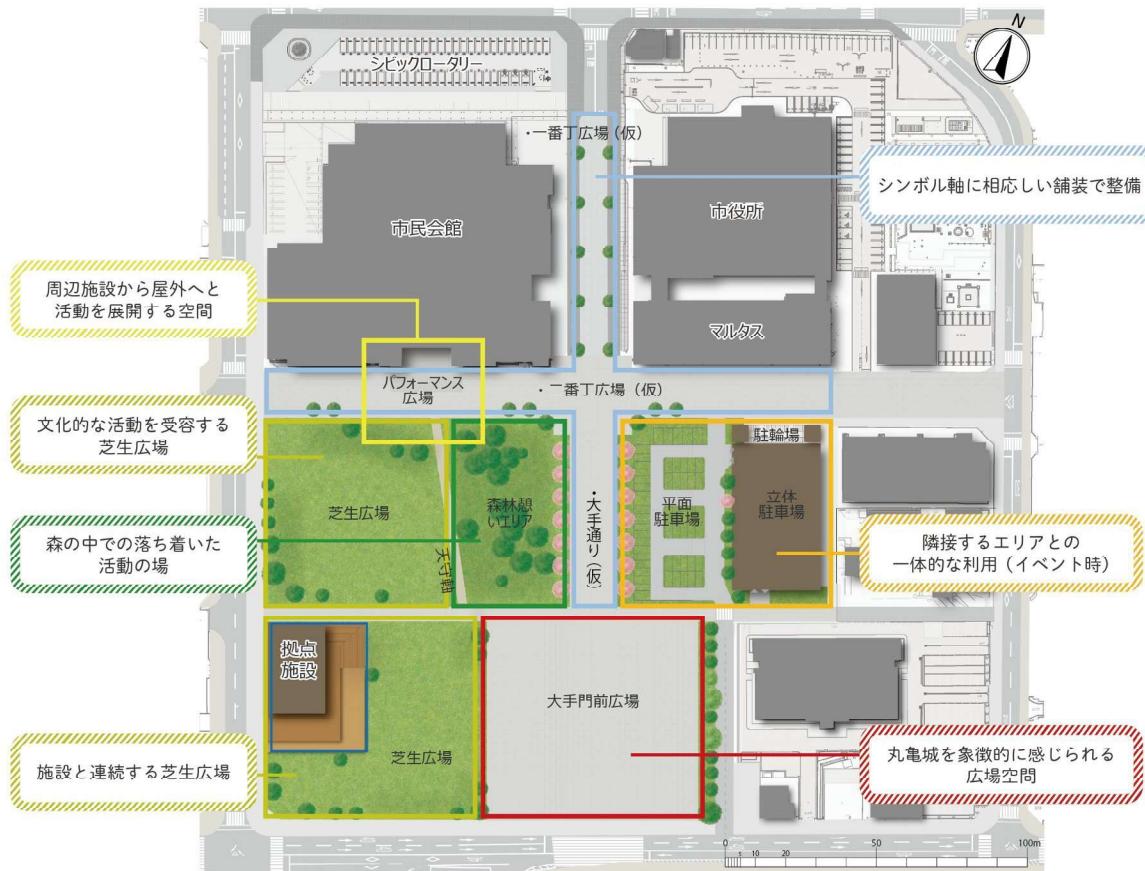


図 6.1 計画イメージ図



図 6.2 計画パース

6.2 エリアごとのデザイン

各エリアのコンセプトをもとに検討した VR（ヴァーチャル・リアリティ）整備イメージを次に示す。また、現在検討中の園路やベンチなどのデザイン案を示す。

今後の設計にあたっては第6章および第7章をデザイン上のガイドラインとして活用し、整備方針の実現を目指すこととする。



図 6.3 丸亀城天守から見る整備イメージ

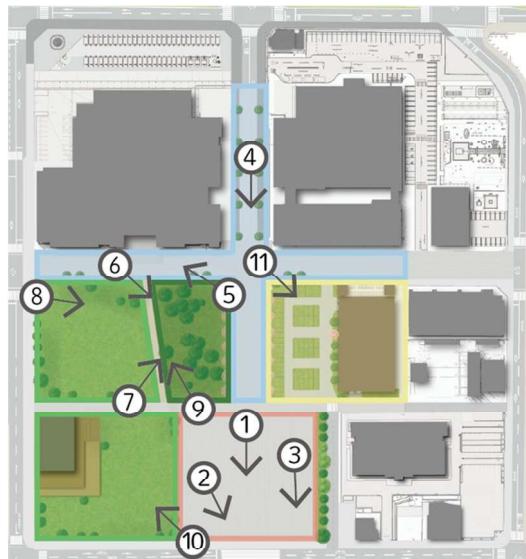


図 6.4 整備イメージ位置図

①大手門前広場エリア

【整備イメージ】

かつての下馬場であった城前の大広場を復元し、オープンなスペースとして整備



(画角①)

先進事例

東京駅丸の内駅前広場（東京都）

土木学会デザイン賞最優秀賞

東京駅前の象徴的な空間として、広場の空間を確保し、その周囲にベンチや照明、植栽が配置されている。



(画角②)



(画角③)

②ウォーカブルエリア・パフォーマンスエリア

【整備イメージ】

かつての町割りを顕在化させ、丸亀城に向かう軸線としてのシンボル軸に相応しい舗装として整備



○デザイン案
舗装や起伏のある地形を整備し、観客席に見立てた空間を整備

先進事例

行幸通り（東京都）

土木学会デザイン賞最優秀賞
落ち着いた色調で品位のある舗装材を用いて、シンボル軸に相応しい空間が創出されている。



③森林憩いエリア

【整備イメージ】

既存樹木や起伏のある地形を生かし、木陰のある憩いと遊びの場を整備



○デザイン案
樹木の木陰と起伏のある地形でくつろげる場を創出



○空間の活用例
樹木を生かした子どもたちの遊び場を整備

先進事例

こころざしのもり（佐賀県）

土木学会デザイン賞奨励賞
子どもたちの動線を踏まえて既存樹木の整理を行い、ベンチ等の親が見守れる空間が整備されている。



④拠点施設・芝生広場エリア

【整備イメージ】

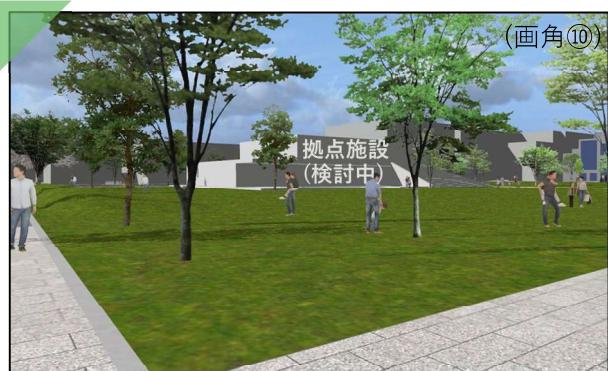
多様な世代の様々な活動を受け入れる広々とした芝生空間を整備



○空間の活用例
ヨガやリトミックなど文化的な活動の場として活用

【整備イメージ】

丸亀城の眺望を楽しめる芝生広場と連続した拠点施設（検討中）を整備



先進事例

さいき城山桜ホール（大分県）

土木学会デザイン賞最優秀賞
施設とその周辺が屋内外で有機的につながるようにデザインされた空間が整備されている。



⑤緑化駐車場エリア

【整備イメージ】

立体・平面駐車場を整備し、イベント時は平面駐車場を隣接する広場と一体的に活用



先進事例

水島商店街（岡山県）

駐車場をイベント会場に活用し
「水島パーキングデイ」が開催さ
れている。



拠点施設等の公園施設の先進事例

福山市中央公園（広島県）

自家農園で栽培した野菜を使った料理を提供するガーデンレストランが公園施設として整備されている。



稻毛海浜公園（千葉県）

海浜公園内でキャンプやグランピング、バーベキューが楽しめる施設が整備されている。



※公園施設の運営について

公園施設の運営を民間事業者に依頼し、施設運営によって生じた収益を公園整備に充てるという手法が取られることがある。

6.3 想定する活動イメージ

4街区が整備されたのち、どのように空間を利用していくのか、1年間のイベントスケジュール（想定）を示す。エリアごとの利用とせず、複数のエリアを一体的に利用していくことを想定している。

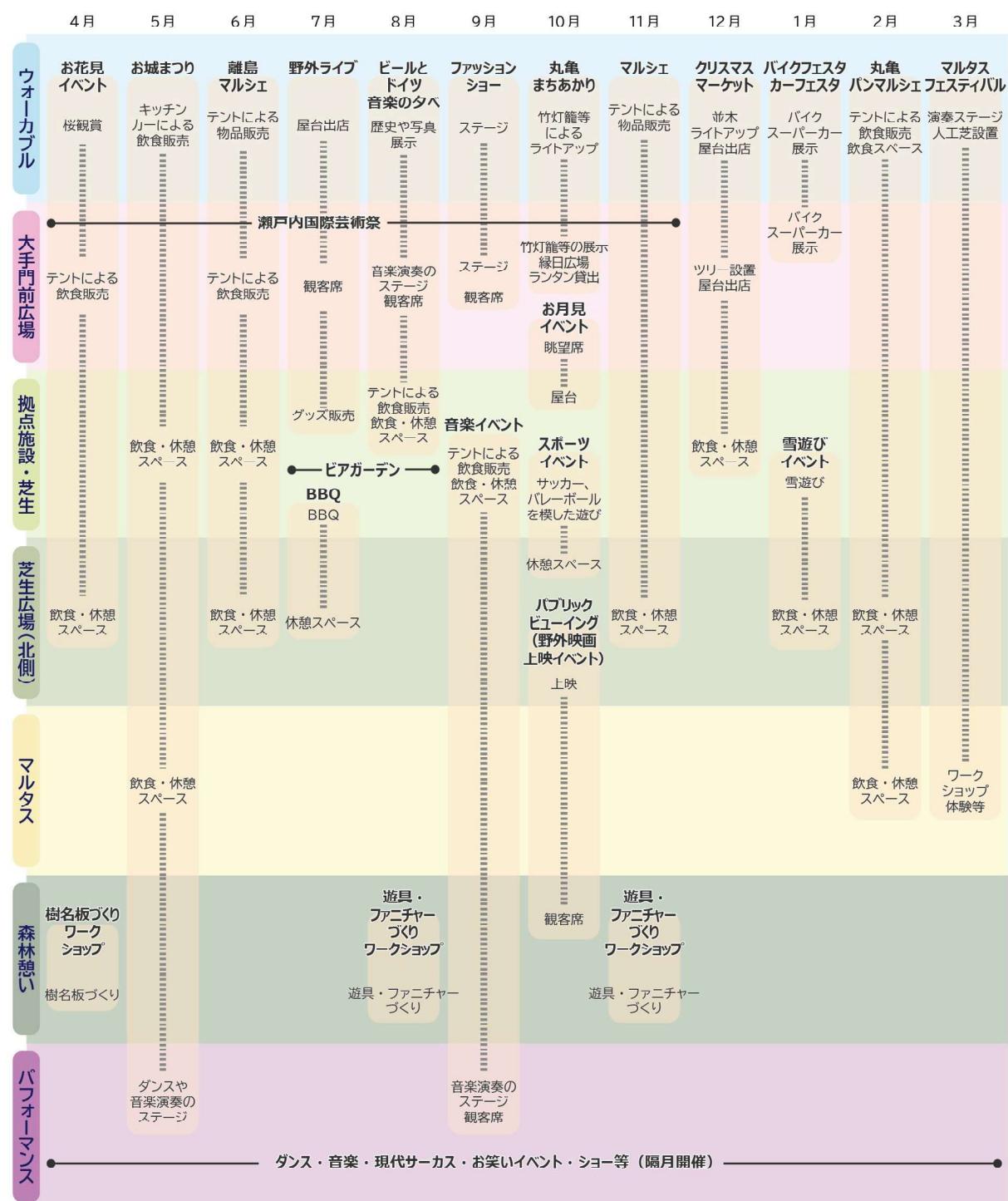


図 6.5 想定イベントスケジュール

また、街区各エリアの日常的な活動スケジュールを示す。整備方針やゾーニングを踏まえ、活発な活動は街区南側で行い、落ち着きのある活動は街区北側で行うことを想定している。

市民会館やマルタスなどの街区外の施設での活動も踏まえて各エリアでの機能を分担し、街区全体で多様な活動を受容できるようなアクティビティ配置としている。

エリア	時間	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
ウォーカブル エリア								ベンチで休憩								
								動線として活用								
大手門前広場 エリア								キッチンカー出店								
								丸亀城を撮影								丸亀城ライトアップ観賞
								自転車メンテナンス								
拠点施設・芝生 エリア								ランチやお茶（拠点施設周辺）								
								ボール遊び、バドミントン								
								運動会練習（芝生周辺）								運動会練習（芝生周辺）
								丸亀城を撮影								丸亀城ライトアップ観賞
								丸亀城を眺めながら飲食を楽しむ								
芝生広場 (北側)								読書								星空観賞・お月見
								ひなたぼっこ								
								ピクニック								キャンプ
								ウォーキング								
								ヨガ、ピラティス								
								リトミック								リトミック
マルタス								ランチやお茶								勉強
								読書・仕事								
								展示・講座・ワークショップ・トークイベント等								
森林憩い エリア								読書								
								遊具で遊ぶ								
								森林浴								
								ランチやお茶								
								くつろぐ、休憩								
								ウォーキング								
								ガーデニング								ガーデニング
市民会館								講座、講演会								
								アーティストインレジデンス（創作室）								
								ワークショップ、体験学習								
								音楽練習（スタジオ）								
								演劇・芸術・音楽鑑賞（昼夜講演）								
								勉強								
パフォーマンス エリア								部活動（ダンス、音楽・演劇など） 現代サーカス等（休日）								部活動（ダンス、音楽・ 演劇など）現代サーカス等（平日）
								ストリートドラム 吹奏楽ミニコンサート								凡例 平日の活動 休日の活動

図 6.6 各エリアの活動スケジュール

第7章 個別施設のデザイン

7.1 施設（拠点施設、立体駐車場）のデザイン

7.1.1 拠点施設

① 拠点施設のコンセプトと整備方針

大手町地区 4 街区の将来像及び南街区のコンセプトを踏まえ、拠点施設のコンセプトを以下の通り設定し、3 つの整備方針を定める。

丸亀の歴史・文化を発信し、市民の躍動を促す拠点施設

整備方針-1

歴史を感じられる空間の創出

- ・丸亀城や市民ひろば、市民会館をはじめとする周辺施設に調和したデザインとする。
- ・丸亀城への眺望を確保し、お城への眺めを楽しみながら食事や休憩することができる展望デッキを設ける。
- ・丸亀のまちの成り立ちや歴史を紹介する展示コーナーを設け、拠点施設からまちへの回遊を促す。

整備方針-2

丸亀ブランドを発信する場の創出

- ・丸亀ブランドの PR 及び販売促進を行う。
- ・丸亀の地場産物を食べることができる飲食・休憩機能を創出する。
- ・丸亀を代表する産業である丸亀うちわの製作工程の実演展示及び体験コーナーを設ける。

整備方針-3

市民の舞台である市民ひろばと連携した空間の提供

- ・施設利用者だけでなく、市民ひろば利用者が 24 時間使えるトイレ機能を提供する。
- ・市民ひろばの利用者が施設内外で休憩したり待機したりできる付加機能を充実させる。
- ・市民ひろばで使用する備品を適切に維持管理するための倉庫を設ける。

②導入機能

オープンハウス及びヒアリングをもとに、拠点施設に求められる機能及び活動を整理し、拠点施設には『魅力発信機能』『観光誘客機能』『市民活動促進機能』『管理機能』の4つの機能を導入することとした。また、そこから必要となる諸室を次の通り抽出した。

表 7.1 拠点施設に求められる機能と諸室

機能	拠点施設に求められる活動	必要となる諸室	
① 魅力発信機能	・丸亀市の成り立ちや歴史の紹介 ・丸亀うちわ製作の実演展示及び体験 ・丸亀ブランドの周知及び販売 ・丸亀城を一望できる視点場	〈施設内〉	・丸亀歴史展示コーナー ・うちわ実演コーナー ・地域産品販売・PR
		〈屋外〉	・展望デッキ
② 観光誘客機能	・観光情報の案内サービス ・お土産物の販売 ・地場の食材が楽しめる飲食サービス ・回遊の拠点として荷物の一時預かり	〈施設内〉	・観光インフォメーション ・お土産ショップ ・飲食施設 ・コインロッカー
③ 市民活動促進機能	・市民ひろば利用者がいつでも使用できるトイレ ・ひろば利用者の休憩場所の提供 ・イベント備品および防災備蓄の保管 ・市民ひろばとの一体的な利活用	〈施設内〉 〈屋外〉	・24時間トイレ ・倉庫（イベント、防災） ・屋外デッキ
④ 管理機能	・拠点施設及び市民ひろばの適切な管理	〈施設内〉 〈屋外〉	・管理室 ・会議室 ・男女更衣室 ・その他共用部 (エントランス、廊下、設備室等) ・駐車場（搬出入用） ・喫煙所

③既存施設との機能分担

拠点施設について、類似機能を持つ既存の丸亀城内観光案内所、市立資料館との将来的な機能分担を以下の通り想定する。

〈丸亀城内観光案内所〉

丸亀城内観光案内所は、現在老朽化に伴い将来的な廃止が検討されている状況であるため、観光案内所が担っていた機能を拠点施設へ移転する。

〈丸亀市立資料館〉

市立資料館は、郷土の貴重な歴史・民俗資料、美術工芸品などが保存され、民具展示場などの常設展のほか、企画展を行っている。

一方、拠点施設では、丸亀市のまちの歴史や成り立ちを映像や模型展示によって紹介することで、丸亀城からの観光客を丸亀市全域へ回遊するよう促す。

④ 必要規模

必要諸室をまとめると、拠点施設として延床面積約 550 m²程度必要と想定される。(飲食施設は除いた面積)

また、屋外機能として約 850 m²程度が必要と想定される。

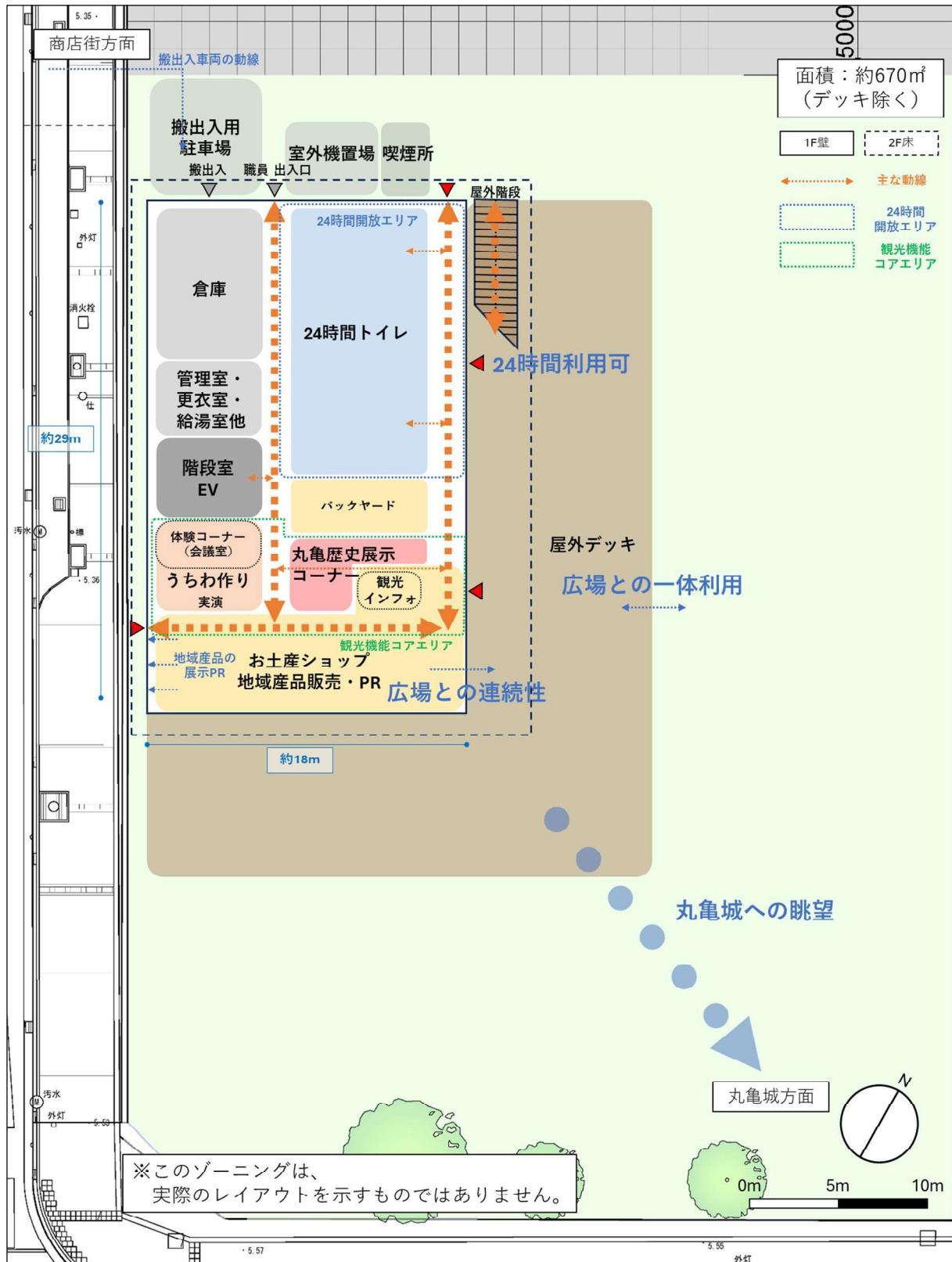
表 7.2 各諸室の必要規模

機能	諸室名	規模 目安	備考
魅力発信 機能	丸亀歴史展示コーナー	20 m ²	ヒアリング結果をもとに算定
	うちわ作り実演・体験コーナー	25 m ²	現状と同等の規模を想定
	地域産品販売・PR	50 m ²	丸亀セレクションの陳列を想定 お土産ショップと一緒に利用
観光誘客 機能	観光インフォメーション	100 m ²	お土産ショップと一緒に利用
	お土産ショップ		現状規模の 2 倍の面積を想定
市民活動 促進機能	飲食施設	-	規模、内容については、 今後実施予定の民間事業者へのサウンディング等を踏まえ決定
	コインロッカー	5 m ²	標準的な寸法をもとに算定
管理機能	24 時間トイレ	100 m ²	想定利用者数より算定
	倉庫 (イベント、防災)	50 m ²	ヒアリング結果をもとに算定
拠点施設	管理室	16 m ²	1 人当たり 3.3 m ² と設定 (5 名程度)
	会議室	16 m ²	1 人当たり 2.0 m ² と設定 (8 名程度)
	男女更衣室	8 m ²	男女各 4.0 m ² と設定
	その他共用部分 (エントランス、階段・廊下等)	155 m ²	上記面積の 30%と設定
拠点施設	小計	545 m ²	(飲食施設を除く)

屋外機能	屋外、階段状、展望デッキ (1F、2F)	800 m ²	積上により算出
	駐車場 (搬出入用)	45 m ²	搬出入のために 2 台分を想定
	喫煙所	6 m ²	1 人当たり 1.2 m ² と設定 (5 名程度)
屋外施設	小計	851 m ²	

⑤ 参考ゾーニング

- ・丸亀城への眺望に配慮しつつ、市民ひろばと一体的に利用できるような配置とする。
- ・魅力発信機能及び観光誘客機能は相互に連携できる機能配置とし、屋外にも賑わう様子が分かるようにする。



- ・飲食施設と展望デッキが連続的に利用できるような配置とし、丸亀城や市民ひろばへの新たな視点場とする。

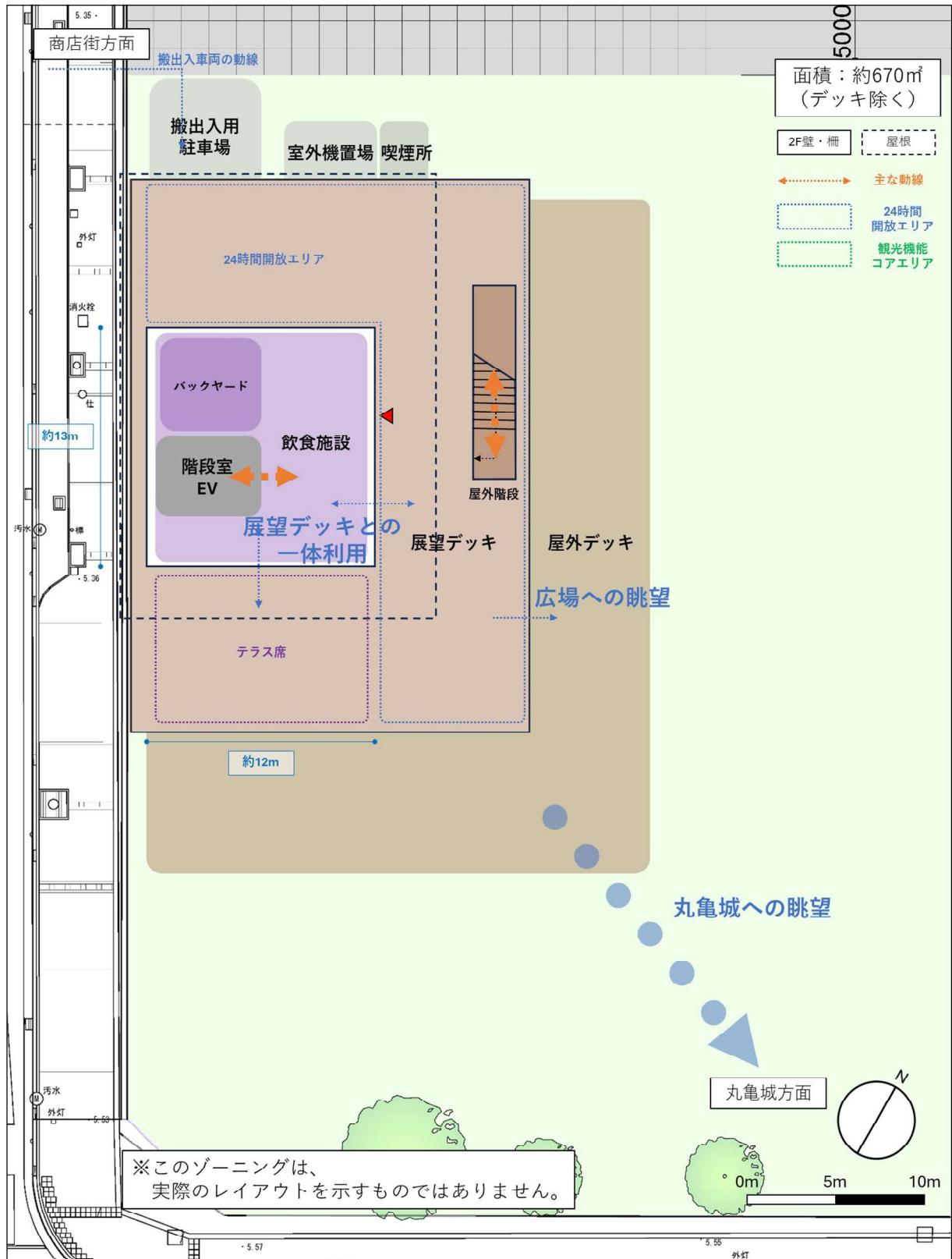


図 7.2 参考ゾーニング (2 階)

⑥ 構造計画

基本計画において、構造形式は経済性、耐久性に優れ、比較的大スパン構造を構成できる鉄骨造を想定している。基礎は近傍のデータより直接基礎を想定している。

今後の設計において、意匠などを考慮して木造とすることなども考えられる。

〈耐震性能目標〉

本建物における耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」におけるIII類とする。建築非構造部材はB類、建築設備は乙類とする。

表 7.3 耐震性能目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全性に加えて機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

⑦ 環境・設備計画

- ・自然採光や自然通風などを確保した設計とし、冷暖房負荷の低減を行うことで、ZEB Readyを目指す。
- ・ライフサイクルコストの低減に努め、建築物の長寿命化に配慮する。
- ・施設全体として、環境負荷の低減を図るため、施設の緑化や太陽光発電システム、雨水利用システムなど自然エネルギーの活用を検討する。

⑧ デザインの配慮事項

拠点施設は、丸亀城への観光客を4街区や中心市街地に引き込みもてなす場として整備を予定しており、建築デザインが重要な要素となることから、以下にデザイン上の配慮事項を示す。

- ・建築高さは、主要視点場から丸亀城や石垣への視線を阻害しないよう留意する。
- ・建築面積は、南側芝生広場の利活用性を考慮して決定することとし、イベント利用や日常の活発な活動を行うのに十分な広場面積を確保できるよう配慮する。
- ・形状は丸亀城、天守への方向性を意識したデザインとし、テラスや大階段を設けるなどの工夫により、来訪者の施設への誘導や広場との連続性の確保に留意し、加えて、かつての町割りやお城を眺める新たな視点場を創出することが望ましい。
- ・拠点施設西側は、雨天時の休憩や日除け、歩道部から見た時の圧迫感の軽減および歩道の歩行快適性に配慮し、庇を設けるなどの工夫が望ましい。
- ・地場産材の使用を検討し、地域の景観を代表するデザインとなるよう留意する。
- ・色彩は、丸亀城の緑のG系、石垣の低彩度・低明度のY系と調和するよう配慮する。



広場と建築の連続性を確保した例
(福山市 中央公園)



歩道隣接部に庇を設けた例
(佐伯市 さいき城山桜ホール)



図 7.3 拠点施設のイメージ

7.1.2 立体駐車場

立体駐車場は、規模の大きい施設となるため、景観面に配慮した設えが求められる。以下にデザイン上の配慮事項を示す。

- ・立体駐車場の周囲には、バッファとしてアイレベルの視線を遮る中低木と見上げの視線を遮る高木を配置し、煩雑感や圧迫感を軽減する。
- ・外装は、ルーバー材などで化粧を施すなど、駐車場としての無骨な印象を避けたデザインとする。
- ・外装の色彩は、消防庁舎およびひまわりセンターの無彩色からY系の壁面色と調和し、必要以上に目立たない壁面・ルーバー材の色彩を採用する。
(例:ダークブラウン(10YR2.0/1.0)、グレーベージュ(10YR6.0/1.0)、オフグレー(5Y7.0/0.5))
- ・駐車場緑化については、平面駐車場も含め駐車場全体で検討する。



ルーバー付き立体駐車場の例



平面緑化の例（熊谷市）

7.2 舗装のデザイン

①ウォーカブルエリア・大手門前広場エリア・拠点施設北側東西動線

ウォーカブルエリア、大手門前広場および拠点施設北側東西動線については、整備方針で示した「かつての町割り」にあたる部分である（下図赤破線部）。また、大手門前広場および（仮称）二番丁広場は、4街区を訪れた方を受け止める滞留空間として位置付ける（下図黄色塗り部）。

このような意味づけと歩行・滞留空間としての機能性を考慮し、以下にデザイン上の配慮事項を示す。

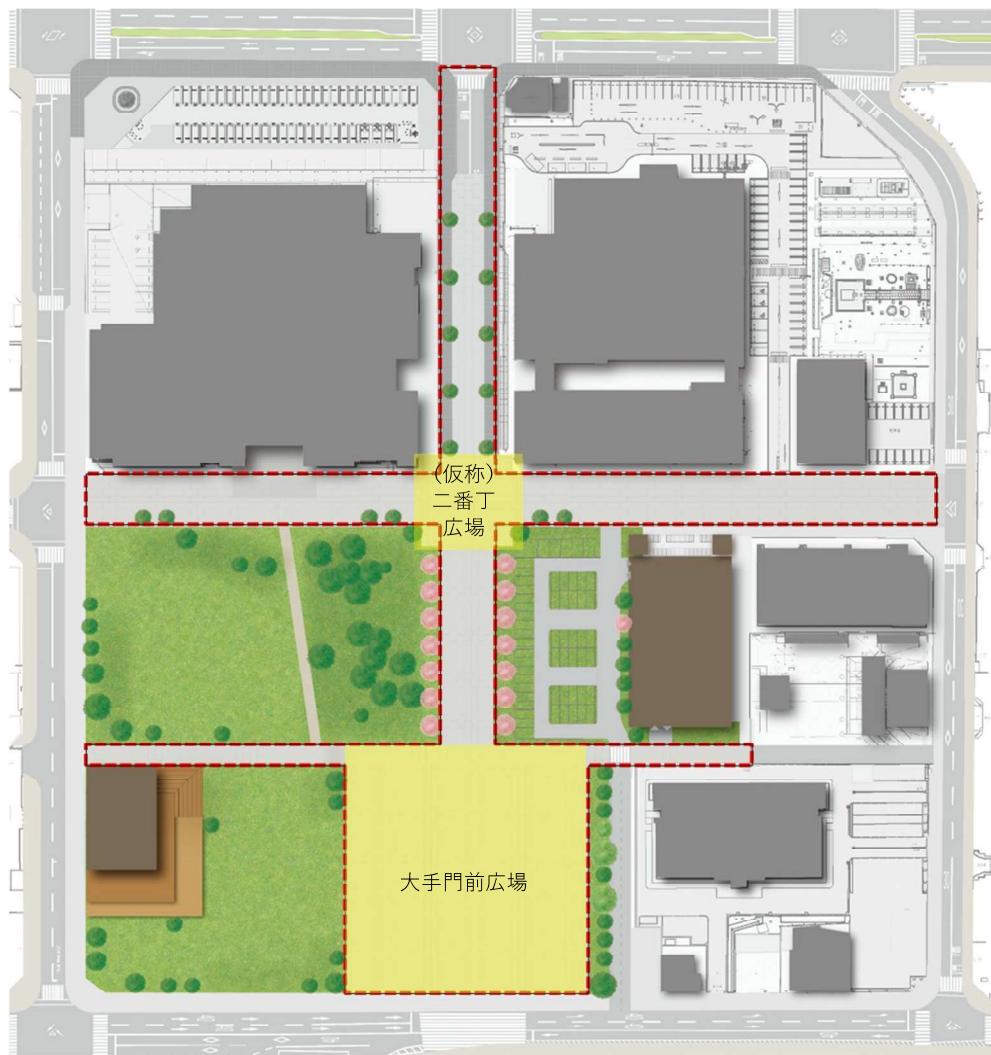


図 7.4 かつての町割りと滞留空間の場所

- ・「かつての町割り」として歴史的な風格を感じられる舗装となるよう、石畳舗装などの高質で品格ある舗装で統一することが最も重要である。
- ・舗装の素材や色彩は、高質で品格のある設えを重視し、自然石の舗装材の利用を積極的に検討する。この場合、先行整備区間の舗装（インターロッキングブロック）とは異なる設えとなるが、舗装材の違いによる違和感が生じないよう、（仮称）二番丁広場で舗装材を切り替えるものとする。また、先行して検討される市民会館外構部の舗装との調和にも配慮する。

- ・舗装板の大きさは、歩行空間においては先行整備区間の車路部と同等程度（795×495mm）の大きさとして格調高い空間を創出する。広場空間は同等程度の正方形とすることで滞留空間としての位置づけの違いを示すことができる。
- ・歩行空間の舗装目地は軸線方向に合わせた芋目地とし、南北の動線は南北方向を長手、東西の動線は東西方向を長手とすることが望ましい。



自然石舗装例-1
(千代田区 東京駅丸の内駅前広場)



自然石舗装例-2
(輪島市 朝市通り)

- ・緊急車両やキッチンカーなどの進入を想定し、車両乗り入れ対応（T-25）とする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）について、香川県福祉のまちづくり条例では、広場において転落の恐れがある場所や歩道部に、必要に応じて設置することとされている。点字ブロックのみで十分な誘導ができると考えず、有人の広場管理所へと誘導するなど、点字ブロックの必要性を十分に協議の上で設置箇所を検討し、ユニバーサルデザインに配慮する。

②森林憩いエリア

森林憩いエリアについては、既存の樹木のうち良好な生育状況にあるものを極力残し、自然の中での憩いや遊び、運動など、市民が多様な活動に取り組むことができる場を目指すエリアである。自然環境を保全しながらも、多様な活動を誘発し安全で快適に過ごせるよう、以下にデザイン上の配慮事項を示す。

- ・樹木の健全な生育環境の確保と根上がりに伴うつまずき防止のため、適宜盛土を施したうえで多様な活動が可能な土や芝生等の自然素材を用いて仕上げる。
- ・特に遊具設置箇所の周辺は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づいた遊具の安全領域の範囲内で、同指針に示される衝撃吸収性能を持った土、芝生、砂、ウッドチップ等の自然素材を用いる。



森林憩いエリアのイメージ
(町田市 南町田グランベリーパーク)



整備前の森林憩いエリア

③芝生広場エリア

芝生広場エリアについては、広い空間で身体を動かしたり、大規模なイベントの際に飲食・休憩・物品販売等で利用できる場を目指すエリアである。利活用性と維持管理性の観点から、以下にデザイン上の配慮事項を示す。

- ・芝生の造成方法としては主に「播種」「苗芝」「芝張り」の3つの方法があるが、このうち「芝張り」が一般的に最も施工性が良く美しく仕上がる。
- ・近年の品種改良により、雑草抑制効果のある西洋芝の品種（センチビートグラス、セントオーガスチングラス等）は張芝工が可能である。気候条件や生育環境も踏まえ、出来る限り維持管理性に優れた品種を選定することが望ましい。

7.3 植栽のデザイン

7.3.1 既存樹木の考え方

既存樹木については、日常管理を十分に行うことができておらず、適切な生育環境となっていない一方で、市民の憩いの場として長い間親しまれてきたことが市民アンケートにより明らかとなっていることから、長期にわたって快適に憩える緑陰空間を創出するための保存・伐採・移植等の方策について、以下に配慮事項を示す。

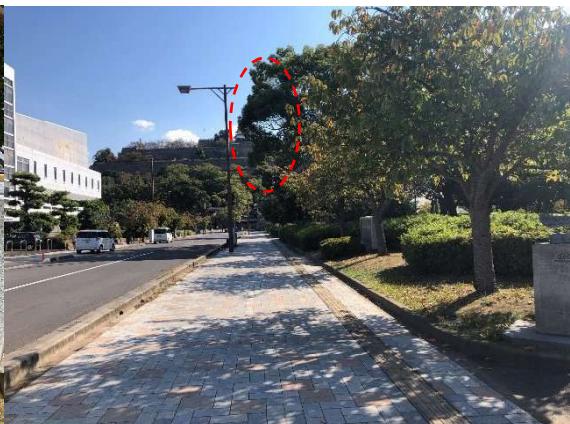
- ・既存樹木は十分な調査を実施のうえ、特に森林憩いエリアにおいて、保存に適した樹木は積極的に保存を行う。
- ・保存に適した樹木であるが撤去せざるを得ない場合は、移植の適性を考慮したうえで南街区内での移植を検討する。
- ・十分な緑陰空間を確保できる高さ 5m～10m の高木を重点的に保存し、丸亀城への視線を阻害する 20m 規模の大径木については透かし剪定による見通し確保や、更新時期での中木程度への更新を実施する。
- ・隣接樹木との競合により樹形不良となっている樹木（ヤマモモ、サンゴジュ等）については、剪定・間伐により適正間隔を確保する。
- ・大手門前広場については、丸亀城の前に広く開けた広場空間を創出することを重視し、既存樹木は調査のうえ移植または伐採とする。
- ・スタブカット（切り残し剪定）等による腐朽が見られる樹木は、剪定などで改善を目指す。全体的に腐朽している樹木は、将来的な倒木の危険性があるため伐採する。
- ・伐採する場合には、ファニチャーへの転用を行うことが望ましい。
- ・ヤマモモ等は鳥が寄り付きやすく、鳥害（フンや騒音等）が課題となっている。樹木調査を実施し、生育状況が良くない樹木については別の種類に植え替えを行うとともに、必要に応じて光や音による害鳥対策を施す。
- ・記念植樹はモニュメント近くに移植して保存することを検討する。
- ・既存樹木のうち、生育状況の良いクスノキやイチョウ、マツなどは、南街区のシンボルツリーとして広場の目印や滞留スポット等に活用することが考えられる。



記念植樹の例



樹形・生育不良木の例



丸亀城への視線を阻害する常緑樹

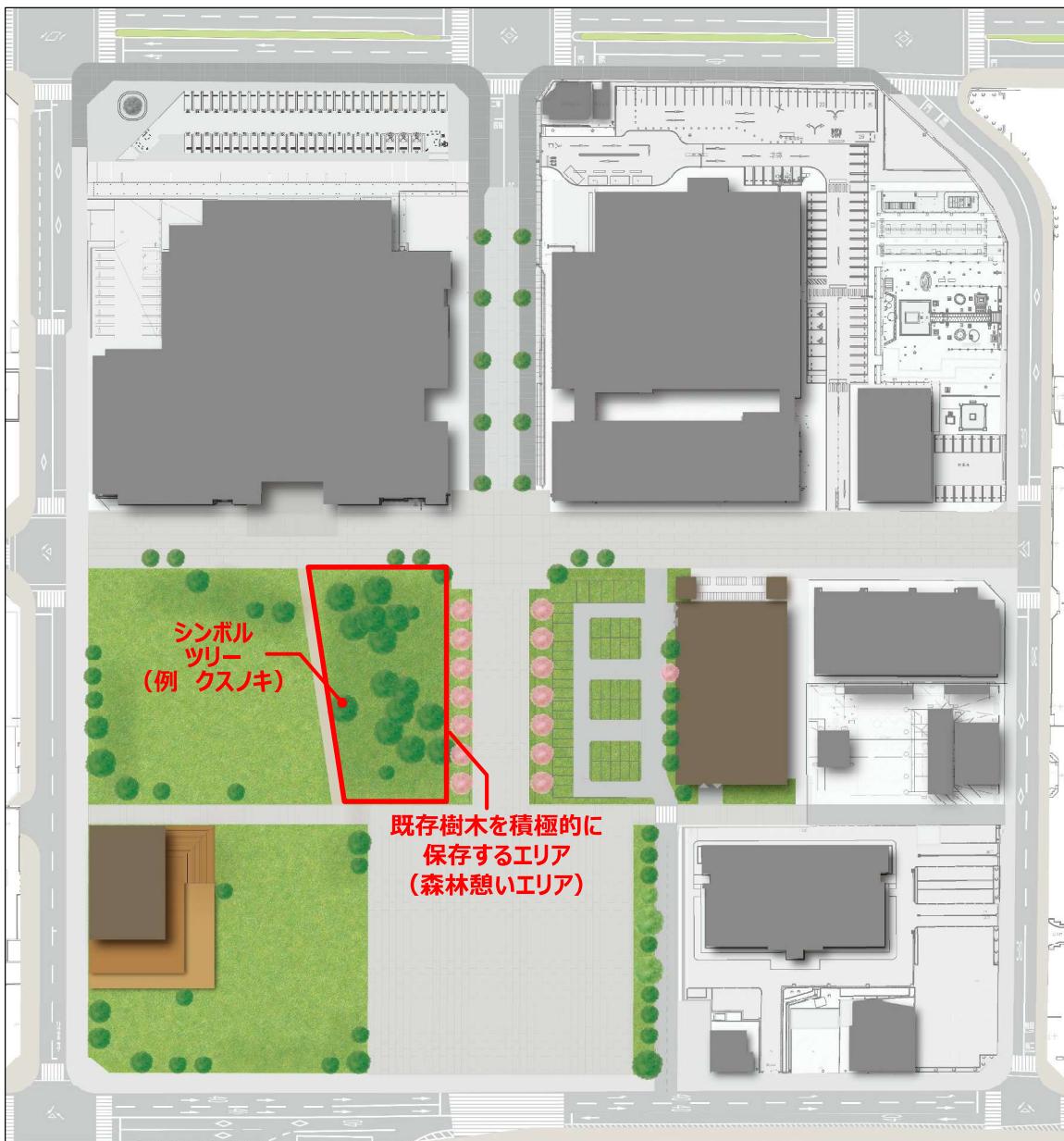


図 7.5 既存樹木の配置イメージ

7.3.2 新植樹木の考え方

新植樹木は、空間を囲み、分節し、利用者の安心感を高め、煩雜な景観を軽減する緩衝材として有効であるほか、歩行者の視線誘導の機能としても期待できる。

一方で、既存樹木で生じている課題が新たに生じることのないよう、適切な考え方をもって導入を検討する必要がある。以下に新植時の配慮事項を示す。

- 安心で快適なオープンスペースを形成するため、敷地境界や各区画の外周に高木を配置することが考えられる。その際、整備方針に示す丸亀城への眺望を確保することに配慮する。
- ウォーカブルエリアの南北動線では、丸亀城への軸線を強調し、県道33号線からの緑の連続性を確保するため、並木を整備する。並木は一年を通して適切にビスタを形成する樹高10~15m程度の常緑樹（例：シラカシ等）や、歩きながら季節の彩りを楽しめるサクラ等とすることが望ましい。植栽間隔はキャノピー率を考慮し、樹高と同等程度とする。ムクドリのふん便により舗装が汚れないよう、並木には葉張りの分の幅に芝生や低木を配置するなどの配慮を検討する必要がある。

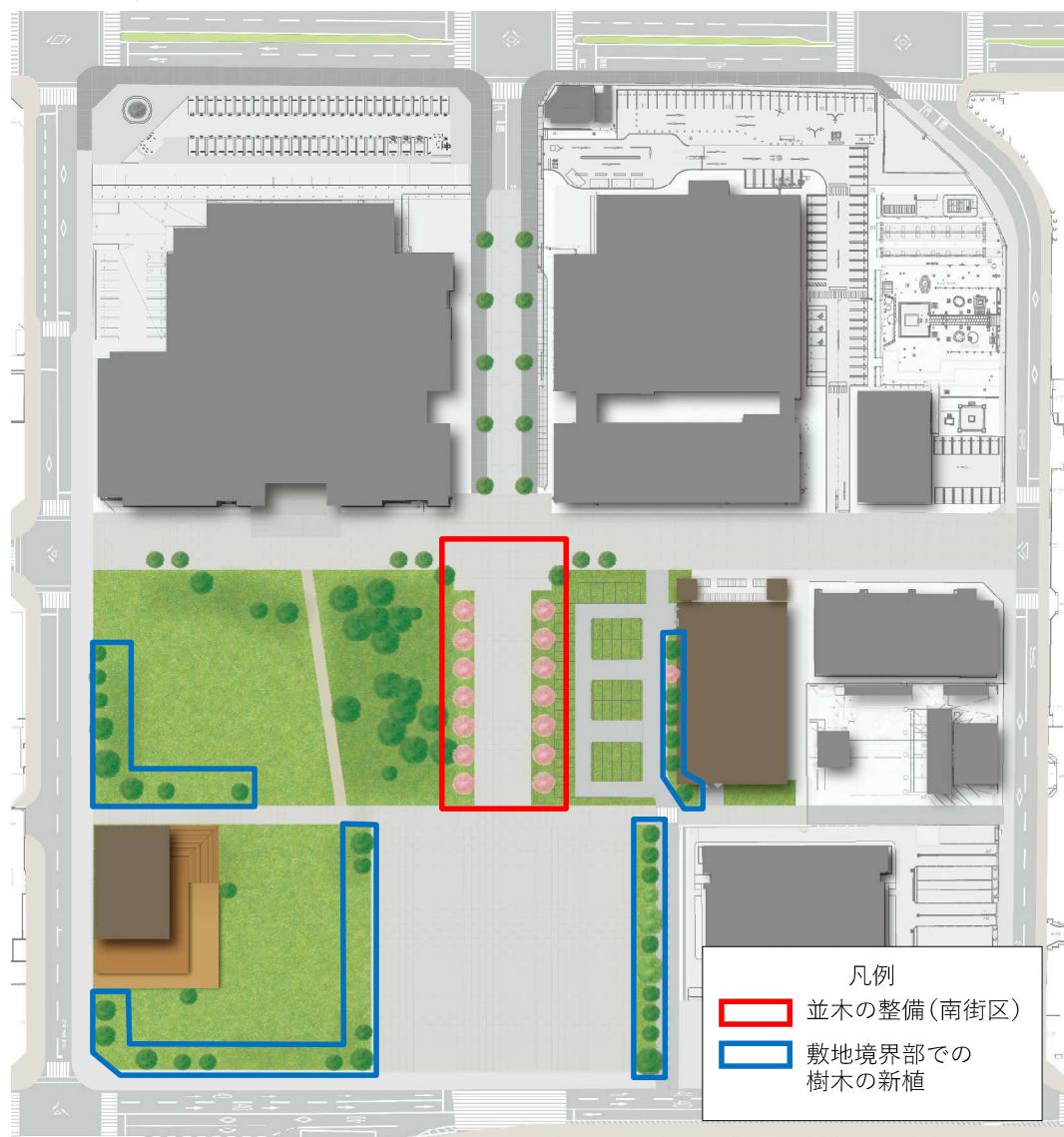


図 7.6 新植樹木の配置イメージ

- ・高木は根上がり防止に配慮が必要である。舗装されたエリアでは、適切な植栽基盤を設けたうえで、木陰のデッキとするなど、休憩施設等と組み合わせた設えとすることが考えられる。芝生広場では樹木の根元をマウンド状に整備して、緑陰から広場空間や丸亀城を眺望できる設えとすることが考えられる。
- ・木陰の居場所を形成する樹木については、複数の樹木が集まる箇所としてまとまりを持たせることに留意する。その際、木陰が暗くなりすぎることの無いよう、適度な透過性を有する樹種（シマトネリコ、ソヨゴ等）の採用が望ましい。
- ・公園、広場空間に配植するため、季節感の創出機能（鑑賞性）のある樹種とすることが考えられる（例：冬に落ち葉遊びを楽しめるケヤキ類、秋～冬にドングリが落ちるカシ類など）。その際、地域の歴史や文化に配慮し、香川県や丸亀市に所縁のある樹種を選ぶことが望ましい（ただし市木に指定されているヤマモモは鳥害に留意が必要）。



根上がり防止に配慮した例-1
(横浜市 グランモール公園)



根上がり防止に配慮した例-2
(大分市 線路敷ボードウォーク広場)



適度な透過性を持つ樹種の例-1
シマトネリコ (川崎市)

7.4 常設屋台のデザイン

常設屋台は、4街区ににぎわいをもたらす機能として、拠点施設で受け入れきれないような軽飲食の提供や若手事業者のチャレンジショップとしての役割が考えられ、今後導入を検討することが望まれる。以下に、導入する場合の配慮事項を示す。

- ・常設屋台を設置する場合は、動線やエリア同士の空間的なつながりを阻害しないような配置となるよう配慮する。
- ・設置の数量や屋台の規模については、事業者らへのサウンディング等を踏まえて適切に設定する。
- ・屋台の素材や色彩は、歴史的な風格を感じられる大手門前広場との景観調和に配慮する。

(例：ダークブラウン（10YR2.0/1.0）などの景観配慮色で塗装された木材など)



常設屋台のイメージ-1
(新潟市 やすらぎ堤)



常設屋台のイメージ-2
(豊島区 イケ・サンパーク)

7.5 サインのデザイン

サインは4街区南街区利用者の利便性を高めるうえで必要不可欠であり、ロゴ、フォント、形状等をトータルでデザインすることでプランディングにも寄与することができる。主なサインとして、4街区全体または中心市街地全体への案内を行う案内誘導板、拠点施設や駐車場などの施設案内板、歩行者誘導板、注意喚起・制札板などが考えられる。これらを一連のサインシステムとして、できる限り統一したデザインの考え方を持って整備することが重要である。以下に、デザイン上の配慮事項を示す。

- ・システム化されたサイン配置として、行動の起点となる場所や出入口に案内サインを設置し、分岐点や交差点に誘導サインを設けることで、目的地に適切に誘導できるよう配慮する。
- ・プランディングの観点としては、歴史などの背景と風景が繋がり感動を生み出すサインとすることが考えられる。この観点を踏まえたデザインの統一や、言語化しないアフォーダンス的要素を取り込んだサインを設置することが考えられる。

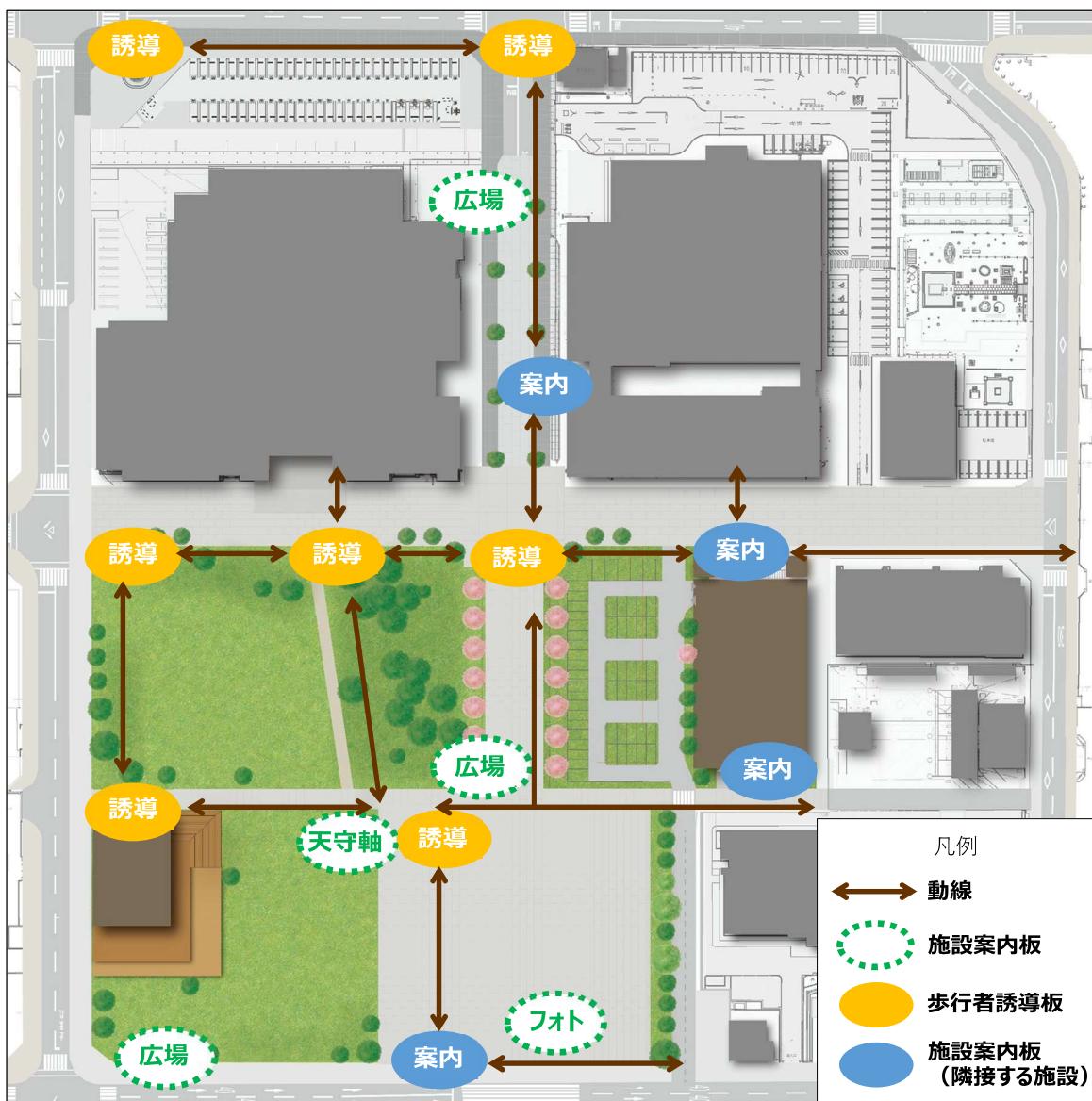


図 7.7 サインシステムイメージ

- ユニバーサルデザインの原則を満たし誰もが平等に使えるサインとした上で、多様な人々が集まる4街区にふさわしいサインデザインとする。具体的には、市役所やマルタス、市民会館に来場する多様な年代、身体的特徴をもつ地域住民や、外国人を含めた丸亀城の観光客など各自の立場に立って十分な配慮を行う。



- 多種のサインが乱立することは望ましくないことから、案内サインに施設の説明も集約するなど、近接したサインは集約化に努めるものとする。
- 言語化された一義的なサインは極力減らし、拠点施設や立体駐車場などの建物に付随するようになりげなく設置することが望ましい。
- サインの仕様は、市民会館や市役所、中心市街地に設置されているサインのデザイン（形状、素材、色彩）を整理したうえで、統一感に配慮する。その際、丸亀市景観ガイドラインに示される景観形成基準との整合にも配慮する。
- 盤面の素材については、将来的に表示内容の変更が想定されることから、高耐候性インクジェット印刷等張り替えが容易な素材とする。



7.6 照明のデザイン

4街区は、周辺施設を利用する地域住民や丸亀城のライトアップを眺める観光客など、夜間で多くの人の通行、滞留が想定されることから、照明による夜間の安全性の確保、犯罪の抑止が求められる。また、効果的なデザインにより夜間の魅力向上にも寄与することができる。以下に、デザイン上の配慮事項を示す。

- ・主要動線となるウォーカブルエリアについては、高齢者や障害者などの利用も多く特に重要であると認められる箇所と想定されることから、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を参考に、十分な路面平均照度を確保する。
- ・駐車場車路は、警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」を参考に、10lx以上の路面平均照度を確保し、特に視界を遮る施設類が存在する場所や夜間でも多数の人の滞留が想定される場所では、防犯の観点から十分な照度を確保する。
- ・大手門前広場では、丸亀城を望む視線を阻害しないよう、広場内に照明柱の立ち上がりを極力なくすことが望ましい。フットライトや地中埋め込み型、ベンチ照明などを設け、誘目性を確保するとともに、スポット的に夜間でも明るく滞留しやすい空間の演出を行う。
- ・結節点となる箇所に照明を配置して4街区へのゲート性を創出したり、南北の軸線に合わせて並べて配置することで方向性を強調したりと、配置の工夫により照明柱を効果的に活用することも考えられる。
- ・照明の仕様は、広場内に設置する場合には柱部材が視認されづらくシンプルで主張しない形が望ましいが、上記のポイントとなる箇所については、下図の通りスタイリッシュな直線型でシンボリックな柱とすることが効果的である。



- ・先行整備区間の光色は3000K、電球色となっているため、4街区内で光色の相違が生じないよう統一した考え方を持って検討することが必要である。
- ・照明柱に共架する形で防犯カメラを設置することで、園内を網羅的に監視でき、昼夜の防犯性を高めることが可能と考えられる。

7.7 遊具のデザイン

市民に対するオープンハウス実施の結果、特に子どもを安心して遊ばせられる空間を求める声が多く挙がっていたことを踏まえ、主に森林憩いエリア周辺を子どもたちが楽しめる空間として位置付けている。エリアや4街区の特徴より、遊具に対するデザイン上の配慮事項を示す。

- ・森林憩いエリア周辺に設置する遊具は、既存の樹木を活かしたものやテーマ性のあるものを検討し、丸亀らしさや独自性のあるものとなるよう留意する。
- ・マルタスに登録している活動団体と連携し、市民が自分たちの手で一時的に遊べる遊具をつくるワークショップを開催することや、丸亀市内のパートナー（猪熊弦一郎美術館やMoooviまるがめ（モーヴィまるがめ）等）と連携した遊具製作も考えられる。
- ・市役所やマルタス、市民会館に来場する多様な年代、身体的特徴をもつ地域住民や、外国人を含めた丸亀城の観光客などの多様性を受け入れられる、インクルーシブデザインを取り入れた遊具とすることが望ましい。



樹木を生かした遊具施設
(世田谷区 砧・多摩川あそび村)



テーマ性のある遊具(富山市 オノマトペの屋上)



大型木製遊具
(写真提供：株式会社ボーネルンド)



インクルーシブ遊具
(写真提供：株式会社ボーネルンド)



市民が自分たちの手でつくる遊具の例 (川崎市)



7.8 既設モニュメントのデザイン

対象地では、昭和後期頃から様々な句碑や彫刻等のモニュメントが設置されてきた経緯がある。一方で市民アンケートでは、これらのモニュメントの再編整理を求める声や、設置されていたことに気づいていないという声などが見られており、市民にとってモニュメントは身近な存在ではなくくなってしまっている。このため、これらのモニュメント類について、南街区の再編整備に伴う相応しいあり方を検討していくための配慮事項を以下に示す。

- ・モニュメントは市民の意見を考慮し、「丸亀市パブリックアートガイドライン」の考え方も踏まえ、4街区への設置の必要性があるものを抽出し再配置する。
- ・裸婦像など、この場にふさわしくないものは撤去・移設を検討する。
- ・再配置の際は、モニュメント同士の関係性を考慮したグルーピングを行い、意図を持たせて配置する。



城下町の町割りを示す石碑
⇒存置または再配置



裸婦像
⇒撤去・移設



歌碑・句碑
⇒連続的に見て回れるよう
動線上に再配置

7.9 インフラ設備のデザイン事例

対象地では、整備後に様々なイベント等の実施が想定されることを踏まえ、利便性向上のため、電源設備や水道設備等の設置が求められる。以下に、デザイン上の配慮事項を示す。

- ・想定する年間イベントスケジュールを考慮しつつも、将来的な利用環境の変化にも柔軟に対応できる空間を目指すため、各所に分散して配置することが望ましい。
- ・電気、水道設備は、日常時も充電や水飲み、手足洗い場として利用できるものとするか、目立つにくいよう地中等への埋め込みとすることが望ましい。
- ・電気設備についてはスマートポールの採用や、照明柱やベンチ等の設備に併設された製品を採用することも考えられる。
- ・手足洗い場や水飲み場として活用する際には、車いす利用者も含めて誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを採用する。



フットライト併設電源（敦賀市）



スマートポール（新宿区）



スマートベンチ（小田急新宿駅）

7.10 フェンスのデザイン

フェンスの設置は現段階では想定されていないものの、今後設置が検討されることが考えられるため、以下にデザイン上の配慮事項を示す。

- ・フェンスの設置は推奨せず、微地形や緑による空間分節を基本とする。
- ・やむを得ずフェンスを設置する場合は、大手町4街区から露骨に目につく配置を避け、微地形や緑によって隠れるように配慮する。
- ・形式についてはフェンスの存在感が薄まる縦桟のバラスター形式を基本とする。
- ・色彩については照明柱やサインと統一感のある色彩を選択する。

7.11 駐輪場のデザイン

4街区では一定台数の駐輪場の確保が必要とされていることから、駐輪場に対するデザイン上の配慮事項を以下に示す。

- ・駐輪場は4街区南街区の外周部に設置することを基本とし、広場内は安全性を確保する観点から、基本的に自転車の乗り入れを禁止することが望ましい。また、南街区だけではなく、隣接する公共施設敷地への設置も考慮し、庁内協議を通じて4街区全体として必要台数を確保していくことに留意する。
- ・丸亀城を眺められる視点場からの視線上には駐輪場を配置しない。
- ・放置自転車防止のため、周囲からの視認性が高くなるよう、基本的には屋根を設置せずサイクルラックのみとする。
- ・サイクルラックは周辺景観との調和に配慮し、目立ちにくいシンプルな仕様のものを採用する。ただし、四国内でのサイクリング需要の高まりを考慮し、デザイン性の高いサイクルラックを広場内に配置して立ち寄ってみたくなる場所をつくることも考えられる。



透過性の高いシンプルなサイクルラック
(川崎市 富士見公園)



デザイン性の高いサイクルラック
(笠間市 道の駅笠間)

7.12 その他ファニチャー・パブリックデザイン

7.12.1 基本的な考え方

- ・森林憩いエリア、芝生広場（北側）は、遊具やモニュメント等と同様に常設・単独のファニチャーを基本とし、既存の樹木を活かしたものやテーマ性のあるものとして、丸亀らしさや独自性のあるものが望ましい。
- ・大手門前広場、芝生広場（南側）については、丸亀城を正面とした大規模イベントなどに活用可能な広くフラットな空間が求められる点、またイベント時にはこれらの空間を広く使うことが要求されるという機能的な点から、常設・単独のファニチャーを多用せず、仮設のファニチャーの活用や、空間の中に着座などの機能を果たす箇所を溶け込ませるといった工夫を基本とする。
- ・上記の着座場所について、ベンチとして周辺から浮いたデザインとすることを避けるため、石材や低彩度な木の仕様とすることが望ましい。
- ・仮設ファニチャーのデザインは、大手町4街区の整備方針や丸亀市景観ガイドラインに示されるポイントを守り、空間に調和させることに留意する。また、盗難防止や汚損防止などの防犯性、仮設ゆえの事故の発生など、安全性に配慮する。



テーマ性のある常設ファニチャーの例-1（品川区）
(写真：@TENNOZ サイトより引用)



テーマ性のある常設ファニチャーの例-2（土庄町）
(デザイン：タトアーキテクツ、写真：©新建築社)



仮設ファニチャーの例



7.12.2 産官学民の連携

- ・市民が愛着を持てるよう、遊具と同様にファニチャーを DIY するワークショップを開催することも考えられる。
- ・香川大学との連携により、ハード、ソフトの両面におけるパブリックデザインの提案、実現化を産官学民で連携して取り組んでいくことが考えられる。以下に、2024 年度の香川大学パブリックデザイン演習の課題で学生から提案されたアイデアを示す。

①大手町4街区のハード整備への展開案





移動して広がるみんなの輪 MARUMOVE



見て楽しむ水飲み場 ウチミズ

②大手町4街区のソフト事業への展開案

ロゴマーク

マーク
城の入り口のような形であるため
それをモチーフにし、大手町の「大」に
も見えるようにデザインした。今回
区の「A」から取って、4つのバー
で構成することにした。

フォント
「大」に付けて上の方は斜し、
下の方は直い形にして、大きく
しても小さくしても読みやすくなれるよう、大場な形の変形はし
ていない。

カラー
茶色は地元や伝統、落ち着き、古さを引き
出せるようデザインした。今回
マルタス（青）や
マルカメラ（緑）などのロゴマークと色が
被らない、相性を上げて、明るく優しい
印象を持ちたようにした。

C:30 M:45 Y:75 K:15
R:186 G:143 B:119
#008FC4

丸亀市ロゴ マルタスロゴ マルカメラロゴ

オオテキテヨン

ロゴマークの活用

②旗

中央にロゴマークがある
マークを大きくプリント

オオテキテヨン (ロゴデザイン)

3、うちわピンの使い方を見せる

4、うちわピンを使ってもらう

新しい大手町地区の誕生が楽しみになる動画

WHOの調査によると、
3.5人に1人が運動不足

核家族化、生活様式の多様化によって
地域コミュニティの希薄化

Mellness

九亀城の地形や公園の雰囲気を生かして
心と体の健康をサポートするサービス

まるがめみつけ

あるいて のぞいて みつける絵本

Detail

表 対象物を切り抜いた
イフストが描かれている

裏 場所をみつける手掛かりになる
又かかかれている

How to use

まるがめみつけ
くると引き出す

おしろみつけ
透かして対象のものを
見つける

まるがめみつけ

③丸亀市全域・中心市街地全体でのソフト事業への展開案



うちわのうわさ



うちわレター



丸亀氷うちわ

第8章 実現方策

8.1 管理運営計画および事業手法

4 街区の整備と今後の運用を実現するための管理運営計画を現在検討中である。これまでに、事業者へのアンケート（サウンディング調査）を実施し、アンケート結果を踏まえたデザイン会議での議論を行った。

その結果を踏まえて、街区の管理運営を「指定管理者制度」を用いる方針で検討している。

指定管理範囲について、4 街区ではマルタスや新市民会館の管理者といった関係機関が既に数社いることから、4 街区で一体的な賑わいの創出を行うため、南街区の管理運営はできるだけ一體性のある事業範囲が望ましい。南街区全体を統一したコンセプトで管理運営が可能で、民間事業者の意向も最も多く市の財政負担の軽減が最も可能な、事業範囲を一體的に公募を行う方針で検討を進めることとする。

また、南街区だけでなく、4 街区全体の統一と賑わいを考えると、マルタスや新市民会館との連携の必要性が挙げられることから、全体を統括する体制、スキームが必要である。

本事業では、「指定管理等の業務にマネジメント業務を含めること」や「協議会を設立すること」、「南街区、マルタス、新市民会館の管理者で有限責任事業組合 LLP (Limited Liability Partnership の略) を設立すること」等が考えられる。



図 8.1 マネジメント体制イメージ図

指定管理者制度とは

地方公共団体が指定する者（指定管理者）に公共施設の管理を行わせる制度のことで、公共施設の管理を民間の能力を活用して行うことで経費削減ができ、同一事業者による包括的な管理運営ができるのが特徴である。現在は、全国の様々な施設でこの手法が用いられている。

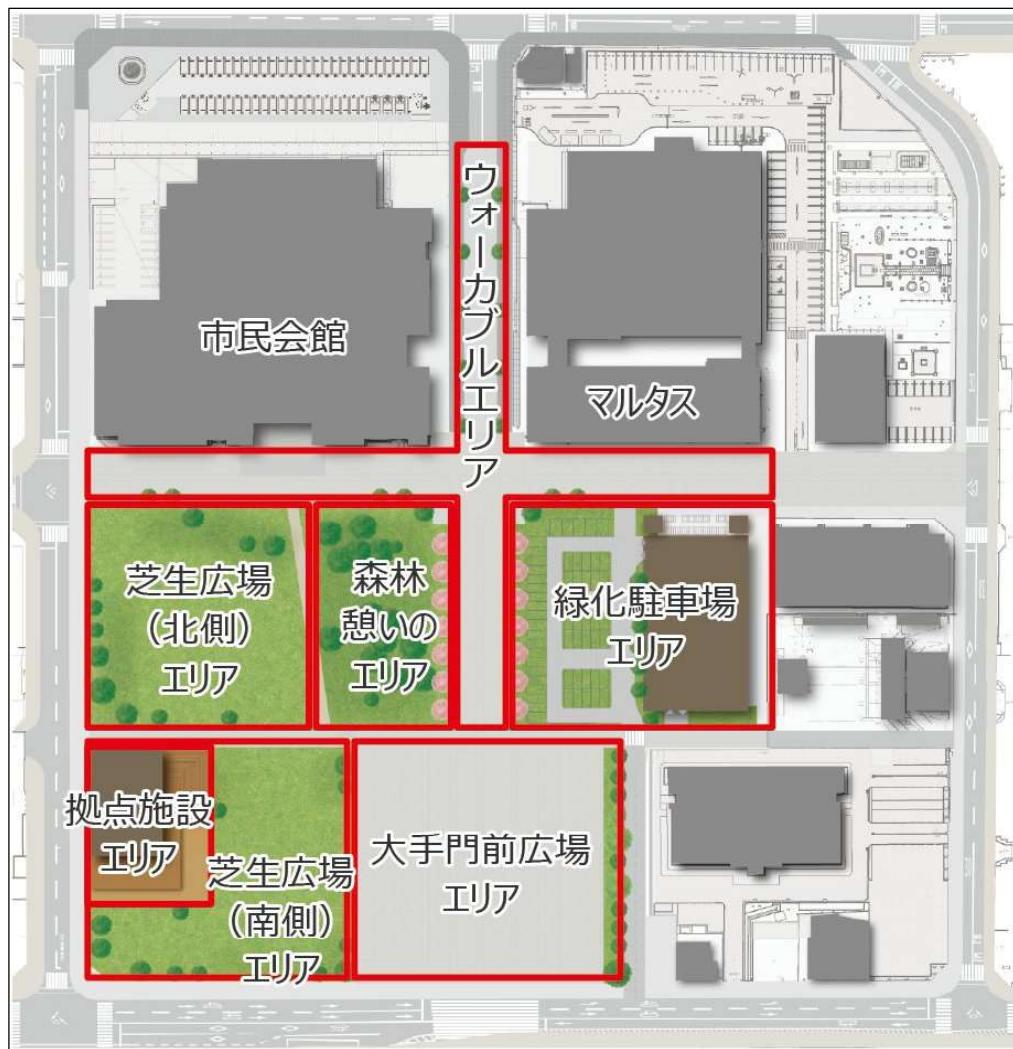


図 8.2 指定管理の対象範囲案（赤枠）

8.2 事業スケジュール

本基本計画策定後、それぞれの空間で計画・検討を行い、整備工事へと進み、整備工事が完了した施設から供用を開始する予定となっている。

施設名	令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12		
高質空間	2期工事			計画・検討			整備工事			供用開始		
	3期工事			計画・検討			整備工事			供用開始		
緑化駐車場 (全体)				計画・検討			整備工事			供用開始		
市民ひろば				計画・検討			整備工事；開園準備				供用開始	
拠点施設				計画・検討			整備工事；開設準備				供用開始	

図 8.3 事業スケジュール

8.3 今後の再編整備に向けた課題・視点

今後の再編整備に向けて、事業プロセス全体および設計・施工段階、運営段階での課題や検討の視点を以下に整理する。

◆事業プロセス全体

- ・ 設計、施工、運営の各段階で、整備計画のコンセプトやデザイン方針を反映していくこと、整備計画の意図が反映されているかを確認するデザイン監修が求められることから、「デザインに関するマネジメント」が必要である。
- ・ デザインマネジメントの方法として、①設計者、施工者、事業者選定時にデザインを評価する等のプロポーザルの実施、②設計から現場監理まで一貫した実施、③継続的なチェック体制の構築、などが考えられる。

◆設計・施工段階

- ・ 現在公園区域である市民ひろば内に拠点施設を整備するにあたっては、拠点施設面積分を公園区域から外す必要があり、地区計画の変更及び縦覧、代替可能な公園区域の設定を要する。
- ・ 立体駐車場や拠点施設のエリアにおいては、埋蔵文化財調査結果や地質調査結果を勘案して適切な基礎形式を検討する必要がある。
- ・ 「第7章 個別施設のデザイン」に示した配慮事項は、今後の設計段階で詳細に検討していくとともに、「雨天時でも利用しやすい広場空間や動線」「車いす利用者など誰もが利用しやすい動線・広場設計」に留意して設計を行う。
- ・ 引き続き市民意見も取り入れながら、利活用を見据えた検討を実施する。
- ・ 令和9年度の全面供用開始を目指すものの、エリアごとに供用開始できる年度が異なることから、各エリアの供用開始後の施工は、供用部分の運営の妨げや利用者の安全性に十分配慮する必要がある。

◆運営段階

- ・ 意見として挙がっていた具体的なイベント（ライブ等）や日常利用方策（球技等）は、関係団体や周辺施設とも連携して運営面で対応する。（必要な空間を整理したうえで本整備事業にて計画・設計を実施）
- ・ 駐車場の料金体系（料金減免措置等）について運営面で検討が必要である。
- ・ 広場での活動希望者の申請手続きが煩雑で利用がしづらいといった市民らの声が大きいことから、申請手続きの簡素化や活動ルール・基準の設定を運営面で検討する必要がある。
- ・ エリアマネジメント体制に考慮して、マルタス、新市民会館、南街区で指定管理の開始時期を調整し、指定管理実施期間を同時期に合わせる必要がある。
- ・ 南街区一体で供用開始時期がずれる想定であることから、全てのエリアが供用開始できるまでの期間は暫定的な運用を行う必要がある。
- ・ 中心市街地にぎわいをもたらすためには、定常・定期的な4街区一体での情報発信が重要であるため、情報発信の事業者も含め、今後の管理運営の検討の中で留意する。